

第 1 編 税金の基礎知識

学習のねらい

税金の基本的な仕組み・考え方について理解する。

※個人分野の主な税金（所得税・相続税・贈与税等）および法人分野の主な税金（法人税）の基礎的な知識を深く理解することにより、保険契約者等に税金に関する各種アドバイス等を適切に行うことができる。

第1章 税金の基礎

租税の意義、目的、分類および確定方式など、税金の基礎的内容を学習します。

1. 租税の意義

国や地方公共団体は、防衛・警察、道路建設、護岸整備、教育、介護など、様々な公共サービスを国民に提供しており、その費用の多くは税によって賄われています。

税は、国や地方公共団体が公共サービスを提供するために必要な費用を、国民共通の経費として国民に負担させるものです。

この割り振りが恣意的にならないよう、税は、法律に基づいて賦課・徴収され、必ず国会の議決を経て法律によって定められることになっています。これを租税法律主義といいます。日本国憲法第30条では「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と定められています。

2. 国民全体の税負担の水準

国民全体の税負担水準がどの程度であるかを見る指標として、国民所得に対する租税収入の比率である「租税負担率」があります。

また、この「租税負担率」に、健康保険料や年金保険料などの「社会保障負担率」を合計した数字を「国民負担率」といい、毎年2月、財務省がその年の見通しを公表しています。

この数字を見ると、国や地方公共団体などが公共サービス等を提供するために、国民に対してどれだけの負担を求めているかということがわかります。

近年の日本の国民負担率は、社会保障負担の増加等により上昇傾向です。今後、高齢化のさらなる進展等に伴い、租税負担・社会保障負担を合わせた国民負担率が上昇し、経済の活力が失われてしまうことが懸念されています。

3. 租税負担の配分（利益説と能力説）

租税負担の配分原理は、「国家の供給する財・サービスによって国民各自が受ける利益に応じて租税を負担する」とする『利益説（応益原理）』と、「国民は各人の能力に応じて租税を負担する」とする『能力説（応能原理）』に大別することができます。

現実の租税体系は両説に基づいて考えられていますが、国税についてみると利益説に基づいた租税は目的税に限られ、能力説に基づいた租税が中心になっています。

4. 租税の目的

租税には、次のとおり「公共サービスのための資金調達」「所得再分配」「景気調整」などの目的があるとされています。

公共サービスのための資金調達	租税として徴収された金銭は、国民全体の福祉向上や公共事業など、国や地方公共団体が行う様々な公共サービスの資金となっています。 租税はその資金調達手段の1つとして位置付けられることから、この財源調達機能は租税にとって最も直接的かつ重要なものといえます。
所得再分配	国民の生活保障の観点から、所得税や相続税の累進構造等を通じて所得や資産を多く所有する者からはそれに比例して多く税を徴収し、公的医療保険、公的介護保険、公的年金（保険）、生活保護、災害援助等の社会保障のために支出することで、所得や資産の再分配を図る役割を果たしています。
景気調整	累進課税制度では、課税対象額が増えるほどより高い税率を課しています。現代の租税制度では、この累進課税制度を採用している税が多いため、経済の好況時には税負担が増え、不況時には減税を行うのと同様の効果が自動的に生じる自動景気調整機能（自動的に景気変動を小さくし経済を安定化する機能〈ビルト・イン・スタビライザー〉）を果たしているといえます。

5. 租税の分類

（1）租税体系

わが国の租税体系では、「累進課税により垂直的公平（P. 6参照）と所得再分配が達成できること」などから、所得課税を税制の中心に据えつつ、近年では消費課税にウエイトをやや移しています。

すなわち、現在のわが国の租税体系は、所得税・法人税などの取得税を基幹とし、これに相続税・贈与税などの財産税、消費税・酒税・揮発油税などの一般的総称としての消費税、および印紙税・登録免許税などの流通税をもって構成する体系になっています。

（注）地方税においても、道府県民税（東京都は都民税）・市町村民税をはじめとする取得税、固定資産税などの財産税のほか、消費税および流通税等をもって構成する体系になっています。

(参考) 国税・地方税の税目・内訳

	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 復興特別所得税	住民税 事業税	消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税	地方消費税 地方たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税 (環境性能割・種別割) 軽自動車税 (環境性能割・種別割) 鉱区税 狩猟税 鉱産税 入湯税
資産課税等	相続税・贈与税 登録免許税 印紙税	不動産取得税 固定資産税 特別土地保有税 法定外普通税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税 法定外目的税			

(出典：財務省ホームページ)

(2) 租税の分類

租税は、課税主体、課税対象、納税義務者、用途、課税標準（注）などで分類され、その種類には次のようなものがあります。

（注）課税標準とは、税額を計算する際に課税物件を具体的に数量や金額で示した算定基準をいいます。これを基にした金額に税率を乗じて納めるべき税額を算出します。

課税主体	国税	課税主体が国である税金
	地方税	課税主体が地方公共団体である税金 （地方税は、さらに道府県税と市町村税とに分けられます。）
課税対象	内国税	国税のうち、国内の人または物に課される税金
	関税	国税のうち、外国から輸入される貨物に対して課される税金 （注）酒税等の内国消費税は、外国からの輸入貨物に対しても課税されますが、関税ではなく内国税です。
納税義務者	直接税	所得税や法人税などのように、納税義務者と実質的な負担者とが同一である税金
	間接税	消費税や酒税などのように、納税義務者と実質的な負担者が異なる税金
用途	普通税	その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される税金
	目的税	特定の費用に充てるために課される税金
課税標準	従量税	課税標準に重量、個数、体積などを使い、税率が金額で示される税金
	従価税	課税標準が金額ないし価額で示され、税率何%といった百分比で示される税金 （代表的なものに消費税〈狭義〉があります。）
その他	収得税	国税である所得税や法人税、地方税である住民税や事業税など、所得を得たという事実に基づいて課される税金
	財産税	国税である相続税や地価税、地方税である固定資産税など、財産の取得・保有に対して課される税金
	消費税（広義）	消費税（狭義）、酒税、たばこ税、地方消費税、ゴルフ場利用税など、財貨・サービスの消費に対して課される税金
	流通税	不動産取得税など、資産（財産）の権利移転に対して課される税金

6. 租税の原則

租税の原則には、主に「公平の原則」「中立の原則」「簡素の原則」の3つがあります。この3原則が税制を考えるうえでの基本となります。

公平の原則	様々な状況にある人々が、それぞれの負担能力（担税力）に応じて税負担を分かち合うという考え方です。 これには、経済力が同等の人々は等しく負担すべきであるとする「水平的公平」と、大きな経済力を持つ人はより多く負担すべきであるとする「垂直的公平」という2つの概念があります。 さらに、最近では、この2つの概念に加え、「世代間の公平」という視点も重要になってきています。
中立の原則	税制が個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにするという考え方です。
簡素の原則	税制の仕組みをできるだけ簡素なものとし、納税者が理解しやすいものにするという考え方です。

7. 租税の確定方式

租税の確定方式には、次の「自動確定方式」「申告納税方式」「賦課課税方式」の3つがあります。

（1）自動確定方式

自動確定方式は、課税要件の充足の有無が明らかであり、かつ、税額の算出が容易な場合に、特別な手続きを要せず自動的に税額が確定する方式です。

この方式は、予定納税（注）にかかる所得税、源泉徴収等による国税、自動車重量税、登録免許税や印紙税等において採用されています。

（注） 予定納税とは、5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付するという制度です。

（2）申告納税方式

申告納税方式は、納税者の申告により確定した税額を納付する方式で、この方式では、納税者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告して納税します。

この方式は、所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税などの国税において採用されています。

① 確定申告

確定申告とは、申告納税方式をとる税金において、あらかじめ源泉徴収などにより徴収された税額等を含め、納付すべき税額を具体的に確定させる手続きをいいます。

この方式は、所得税、法人税、消費税などにおいて採用されています。

② 源泉徴収

源泉徴収とは、納税者が自分で申告して納税する代わりに、特定の所得の支払者が源泉徴収義務者となって、その所得を支払う際に税金を天引きして国に納付する手続きをいいます。

この方式は、所得税（復興特別所得税を含みます）の対象となる所得のうち、給与所得のほか、利子所得、配当所得、事業所得のうちの報酬などにおいて採用されています。

(3) 賦課課税方式

賦課課税方式とは、納付すべき税額を税務官庁が計算して通知する方式をいい、個人の住民税および事業税、固定資産税など主として地方税で採用されています。

(参考) 復興特別所得税

「復興特別税」は、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するために創設された税金で、「復興特別所得税」と「個人住民税（引上げ分）（P.71参照）」からなります。

基準所得税額を課税標準とした次の内容の「復興特別所得税」が所得税に上乗せされています。なお、防衛力強化に係る財源確保を目的として、復興特別所得税の税率が1%引き下げられるとともに、税率1%の新たな付加税が課される予定です。

納税義務者	課税標準	税率	適用期間
個人	基準所得税額	2.1%	2013（平成25）年から2037（令和19）年までの各年（25年間）

(参考) マイナンバー（個人番号）制度

マイナンバー（個人番号）制度は、行政手続等における特定の個人を識別するための制度です。マイナンバーは12桁の番号で、住民票を持つ日本国内の全住民に付番されています。現在、社会保障、税、災害対策の分野のうち、法律または条例で定められた事務手続において使用されており、行政機関の間で情報連携することにより、各種の行政手続における添付書類の省略などが可能となっています。

マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別などが記載された顔写真付きのICカードで、民間サービスの本人確認等にも利用できます。

2024（令和6）年12月2日には現在の健康保険証が廃止され、健康保険証の機能は、マイナンバーカードと一体化された「マイナ保険証」へ移行します。

第2章 所得税

所得税について、10種類の所得、および非課税所得の概要、税額の計算、申告・納税を中心に学習します。

1. 所得税とは

(1) 所得税の特徴

所得税は、原則として、個人の1年間（1月1日～12月31日）の所得に対して課税される税金です。特徴としては、次の2点が挙げられます。

①納税者の個別的な事情や社会政策上の配慮がなされている。

②超過累進税率（注）が採用されている。

（注）超過累進税率は、課税される所得が多くなるに従って段階的に税率が高くなる仕組みで、納税者がその支払能力に応じて税を負担することを目的としています。

(2) 納税義務者

所得税を納める義務のある者、つまり納税義務者は、原則として個人（個人事業主を含みます）（注1）です。また、居住者か非居住者かによって、次のとおり課税の対象となる所得が異なります。

納 税 義 務 者		課 税 所 得
居 住 者	日本国内に住所（注2）があるか、または現在まで引き続いて1年以上居所がある個人	すべての所得に対して課税 （日本国内・国外）
	非永住者 居住者のうち日本国籍がなく、かつ、過去10年以内の間に日本国内に住所（注2）または居所を有していた期間の合計が5年以下である個人	日本国内で生じた所得の全部とこれ以外の所得で日本国内で支払われ、または国外から送金されたものに対して課税
非居住者	居住者以外の個人	日本国内で生じた所得に対して課税

（注1）法人も、利子所得および配当所得等については納税義務者となり、源泉徴収によって所得税を納めなければなりません。

ただし、その実質は法人税の前払いであり、源泉徴収される所得税および復興特別所得税の額を法人税の額から控除することができます（P. 54参照）。

（注2）住所とは、納税義務者の生活の本拠をいい（民法第22条）、それが生活の本拠であるかどうかは、客観的な事実によって判定されます。必ずしも住民票の有無とは関係ありません。

(3) 所得と課税標準

所得とは、簡単にいえば、個人が得た利益であり、会社員の給料、個人事業主の事業経営による利益、預貯金の利息など次の10種類に分類されます。

また、その年の収入金額からその収入を得るための必要経費を差し引いたものが所得金額となります。

【10種類の所得】

所得の種類	概 要
① 利子所得	預貯金や公社債の利子、および合同運用信託や公社債投資信託等の収益の分配に係る所得
② 配当所得	株主・出資者が法人から受け取る配当や投資信託等の収益の分配などに係る所得
③ 不動産所得	土地・建物などの不動産の貸付けや不動産の上に存する権利の設定および貸付けなどの所得
④ 事業所得	農漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業などの事業から生じる所得
⑤ 給与所得	給与所得者などが勤務先から支給される給料や賞与などの所得
⑥ 退職所得	給与所得者などが、退職により勤務先から受ける退職手当や一時恩給などの所得
⑦ 山林所得	山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによって生ずる所得
⑧ 譲渡所得	土地、建物、株式などの資産を譲渡することによって生ずる所得
⑨ 一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得のうち、労務や役務の対価でもなく、資産の譲渡等による対価でもない、一時的な所得
⑩ 雑所得	他の所得のいずれにも当たらない所得

ただし、給与所得、退職所得など必要経費の基準を一律に定めることが適当でない所得については、一定の計算式で求めた金額を概算的に必要経費としています。

また、課税標準とは税額を計算する際の算定基準のことで（P. 5 参照）、所得税法では、所得税の課税標準を総所得金額（注）、退職所得金額および山林所得金額の3つに区分しています。このうち、退職所得や山林所得は過去の長期間にわたる勤労の成果等が一時に実現する所得であり、超過累進税率をそのまま適用するのは適当ではないことから、他の所得と分離して、課税標準を算出します。

具体的な税額は、課税標準ごとの課税所得金額に税率を乗じて算出します。課税所得金額は、課税標準から所得控除した金額ですが、累進税率の適用との関連で、退職所得については、原則として、所得金額の計算上2分の1の控除を行うとともに、他の所得と総合せず、分離課税とする方式がとられています。一時所得や一部の譲渡所得においては、課税標準を算出するにあたり、他の所得と総合する際に2分の1を控除する緩和措置がとられています。

（注）「総所得金額」とは、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除などを適用した後の次の合計額をいいます。

①事業所得、不動産所得、給与所得、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得および雑所得の合計額（損益通算後の金額）

②総合課税の長期譲渡所得と一時所得（損益通算後の金額）の2分の1の金額

(4) 非課税所得

所得の中には、社会政策その他の見地から所得税が課されないものがあります。これを「非課税所得」といい、主なものは次のとおりです。

(注) 原則として、非課税所得に関しては申告や申請などの手続きを行う必要はありません。このほか、産業政策その他の見地から確定申告書の記載等を要件として所得税が免除される所得（免除所得）もあります。

区 分	主な非課税所得
利子・配当	・ 勤労者財産形成住宅（または年金）貯蓄契約の元本総額550万円以下の利子 ・ 身体障害者手帳の交付を受けている者や遺族基礎年金を受け取ることができる妻等が受ける預貯金・公債等の元本総額350万円以下の利子 ・ 特定寄附信託（民間の団体が行う公益事業に資するものとして一定の要件が定められている寄附を目的とする信託）の利子等
給 与	・ 給与所得者の通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分として政令で定めるもの（電車やバスなどの交通機関、有料道路または交通用具〈自動車や自転車など〉を利用する場合の非課税限度額は、合計で月15万円） ・ 出張旅費等で通常必要であるもの
譲 渡	・ 自分や家族の家具・衣服等で一定のものを売却したことによる所得
損害保険金、 損害賠償金等	・ 損害保険契約（注）に基づき支払いを受ける保険金および損害賠償金（これらに類するものを含みます）で、心身に加えられた損害または突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するもの（P.91参照）、その他政令で定めるもの（注）損害保険契約には、傷害疾病定額保険契約も含まれます。 （政令で定めるもの） 政令で非課税とされている保険金および損害賠償金は、次のとおりです。 ① 損害保険契約に基づく保険金および生命保険契約に基づく給付金で、身体の傷害に基因して支払いを受けるものおよび心身に加えられた損害につき支払いを受ける慰謝料その他の損害賠償金 ② 損害保険契約に基づく保険金および類似の共済契約に基づく共済金で、資産の損害に基因して支払いを受けるものおよび不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害につき支払いを受ける損害賠償金（事業所得等の収入金額とされる保険金等を除きます） ③ 心身または資産に加えられた損害につき支払いを受ける相当の見舞金（事業所得等の収入金額とされる保険金等を除きます）
その他	・ 相続・遺贈または個人からの贈与によって取得するもの ただし、これらは所得税では非課税所得となりますが、相続税や贈与税の対象となります（P.36、44参照）。 ・ 傷病者や遺族が受ける年金や恩給等で所得税法で非課税と定めるもの ・ 学資に充てるための金品や法定扶養料 ・ ノーベル賞やオリンピック等の賞金 ・ 宝くじの当せん金（「当せん金付証票法」の規定により非課税となります） ・ サッカーくじの払戻金（「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」の規定により非課税となります）

(5) 各所得の内容

所得税法では、様々な収入に対し一律の税率を課することは適当でないとの考えから、まず所得を10種類に分類し、それぞれについて所得金額の算出方法を示しています。以下、各所得の内容について取り上げます。

① 利子所得

利子所得とは、預貯金や公社債の利子、合同運用信託、公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいいます。

a. 利子所得の計算

利子等の収入金額（源泉徴収される前の金額）が、そのまま利子所得の金額となります。

b. 源泉徴収

利子所得は、原則として、その支払いを受ける際に、利子所得の金額に一律15.315%（他に地方税5%）の税率を乗じて算出した所得税・復興特別所得税が源泉徴収され、これにより納税が完結します（源泉分離課税）。

（注）特定公社債等（国債、上場公社債など）の利子等については、その支払いを受ける際に税率15.315%（他に地方税5%）の所得税・復興特別所得税が源泉徴収されるとともに、税率15.315%（他に地方税5%）の申告分離課税の対象となりますが、確定申告しない（②b記載の確定申告不要制度を適用する）ことも選択できます。

② 配当所得

配当所得とは、株主や出資者が法人から受け取る配当、投資信託（公社債投資信託および公募公社債等運用投資信託以外のもの）や特定受益証券発行信託の収益の分配などの所得をいいます。

（注）株式などを取得するために借り入れた資金の利子は控除の対象となります。

a. 配当所得の計算

配当所得の金額は、次のように算出されます。

$\text{配当所得の金額} = \text{収入金額（源泉徴収税額を差し引く前の金額）} - \text{株式などを取得するための借入金の利子}$

（注）収入金額から差し引くことができる借入金の利子は、株式など配当所得を生ずべき元本のその年における保有期間に対応する部分に限られます。

なお、譲渡した株式に係るものや確定申告をしないことを選択した配当に係るものについては、収入金額から差し引くことができる借入金の利子には当たりません。

b. 源泉徴収

配当所得は、配当等の支払いの際に、次に掲げる株式等の区分に応じて所得税等が源泉徴収されます。源泉徴収された所得税等は、原則として、その年分の納付すべき所得税額等を計算する際に差し引きます。

(a) 上場株式等の配当等の場合

上場株式等の配当等（大口株主等が受ける配当等を除きます）については、15.315%（他に地方税5%）の税率で、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。

(b) 上場株式等以外の配当等の場合

20.42%（地方税なし）の税率で、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されます。

配当所得は、原則として確定申告の対象となりますが、確定申告不要制度（注）を選択できるものもあります。

また、上場株式等の配当所得については、総合課税によらず、申告分離課税を選択することができます（申告分離課税の選択は、確定申告する上場株式等の配当所得の全額について行わなければならない）。

（注）確定申告不要制度とは、配当所得のうち、少額配当等や上場株式等に係る配当等（大口株主等が支払いを受けるものを除きます）など一定のものについては、納税者の判断により確定申告を行わなくてもよいとする制度のことをいいます。

③ 不動産所得

不動産所得とは、次のアからウまでの所得（事業所得または譲渡所得に該当するものを除きます）をいいます。

- ア. 土地や建物などの不動産の貸付け
- イ. 地上権など不動産の上に存する権利の設定および貸付け
- ウ. 船舶や航空機の貸付け

a. 不動産所得の計算

不動産所得の金額は、次のように算出されます。

$$\text{不動産所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

(a) 総収入金額

総収入金額には、貸付けによる賃料収入のほかに、次のようなものも含まれます。

- ア. 名義書換料、承諾料、更新料または頭金などの名目で受領するもの
- イ. 敷金や保証金などのうち、返還を要しないもの
- ウ. 共益費などの名目で受け取る電気代、水道代や掃除代など

(b) 必要経費

必要経費とすることができるものは、不動産収入を得るために直接必要な費用のうち家事上の経費と明確に区分できるものであり、主なものとして貸付資産に係る次のものが挙げられます。

- ア. 固定資産税
- イ. 損害保険料
- ウ. 減価償却費
- エ. 修繕費

b. 税額の計算方法

不動産所得は、他の所得、例えば給与所得などと合算して確定申告することになります。

④ 事業所得

事業所得とは、農漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業（医師、弁護士、公認会計士、税理士、作家などの自由業を含みます）から生じる所得をいいます。

a. 事業所得の計算

事業所得の金額は、次のように算出されます。

$$\text{事業所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

(a) 総収入金額

総収入金額には、それぞれの事業から生じる売上金額のほかに、金銭以外の物や権利などによる収入も含まれます。

(b) 必要経費

必要経費とは、事業収入を得るために必要な費用をいい、主なものは次のとおりです。

売上原価	仕入商品の価格、商品を運送する際の運送保険の保険料 等
販売費	広告宣伝費、荷造り運賃、販売員の給料 等
一般管理費	修繕費、減価償却費、水道光熱費、通信費、旅費交通費、事業所建物等の火災保険料、交際費、消耗品費、一般管理部門の給与 等

なお、税金のうち、事業税、固定資産税、印紙税、消費税などは必要経費となりますが、所得税、個人住民税、相続税、贈与税などは必要経費となりません。

また、個人事業主が個人事業主自身を被保険者とする保険契約の保険料は、家事関連費となり、必要経費となりません（P.85参照）。

b. 源泉徴収

事業所得のうち、原稿料、デザイン料、弁護士・税理士等の報酬など、所定の業務報酬・料金については、所得税の源泉徴収が行われます。

⑤ 給与所得

給与所得とは、給与所得者などが勤務先から支給される給料、賞与などの所得をいいます。金銭による支給ではなく、例えば、商品等を支給される現物給与も給与所得となります。

なお、退職に伴い、退職一時金として給付されるものは、退職所得（P. 15参照）に分類されます。

a. 給与所得の計算

給与所得では、何が必要な経費かという基準が人によって異なり、どこまでが必要経費であるかを判定することは現実的には困難であるため、経費に相当する金額を概算的に控除します。この金額を「給与所得控除額」といいます。

給与所得の金額は、次のように算出されます。

$$\text{給与所得の金額} = \text{収入金額（注1）} - \text{給与所得控除額（注2）}$$

（注1）給与等を2か所以上から支給されている場合には、その合計額を収入金額とします。

（注2）給与所得控除額は、収入金額により異なります。

（参考）給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,625,000円まで	550,000円
1,625,001円から1,800,000円まで	収入金額×40%－100,000円
1,800,001円から3,600,000円まで	収入金額×30%＋80,000円
3,600,001円から6,600,000円まで	収入金額×20%＋440,000円
6,600,001円から8,500,000円まで	収入金額×10%＋1,100,000円
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）

（注1）給与所得者が特定支出※をした場合、その合計額が給与所得控除額の2分の1を超えるとときは、確定申告によりその超える額を給与所得控除後の所得金額からさらに控除することができます。

※特定支出とは、通勤費、転居費、研修費、資格取得費、単身赴任者などの帰宅旅費、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）などのうち一定のものをいいます。

なお、これらの特定支出は、基本的に給与の支払者の証明が必要となります。

（注2）子ども・特別障害者等を有する者等、および給与所得と年金所得の双方を有する者に対しては、一定の所得金額調整控除が行われています。

b. 源泉徴収

給与所得は、給与等の支払いの都度、所得税の源泉徴収が行われます。

なお、通常、給与所得者に対しては、年末調整により納税額が精算されるため、原則として、確定申告を行う必要はありません（P. 30参照）。

⑥ 退職所得

退職所得とは、給与所得者などが、退職により勤務先から一時に受ける退職手当や一時恩給などの所得をいいます。退職所得は給与の後払いであるという考えもある一方で、退職後（一般には老後）の生活費に充てられることが多いという実情を勘案して、給与所得と区別し、独自の所得計算方法を採用しています。

- （注1）退職に伴って受け取る退職年金等のうち、退職年金として給付されたものは公的年金等に該当し、雑所得（P.19参照）として課税されます。
また、退職時に一時金として給付されたものは、みなし退職手当に該当し、退職所得として課税されます。
- （注2）死亡による退職で、退職手当金・功労金等（死亡後3年以内に支給の確定したもの）が相続人に支払われた場合、死亡した給与所得者にはその退職金等について所得税は課税されませんが、相続人には、みなし相続財産として相続税が課税されます（P.10「非課税所得」、P.36「みなし相続財産」参照）。

a. 退職所得の計算

退職所得の金額は、次のように算出されます。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{収入金額（注1）} - \text{退職所得控除額（注2）}) \times 1/2 \text{（注3）（注4）}$$

- （注1）収入金額とは、源泉徴収される前の金額をいいます。
- （注2）退職所得控除額は勤続年数により異なります。
- （注3）特定役員退職手当等に係る退職所得には、2分の1の控除は適用できません。特定役員退職手当等とは、役員等としての勤続年数が5年以下である者に支払われる退職手当等をいいます。
- （注4）勤続年数が5年以下である従業員に対して支払う退職金（短期退職手当等）について、短期退職手当等から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置は適用しません。

（参考）退職所得控除額

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円 × 勤続年数（最低80万円）
20年超	800万円 + 70万円 × （勤続年数 - 20年）

- （注1）勤続年数に1年未満の端数がある場合は1年に切り上げます。
- （注2）障害者になったことが原因で退職した場合は、勤続年数にかかわらず、100万円を加算した金額が退職所得控除額です。

b. 源泉徴収

退職所得は、原則として他の所得と分離して課税されます。退職者が「退職所得の受給に関する申告書」を勤務先へ提出している場合には、前記aを課税退職所得金額として、所得税の源泉徴収が行われ、原則として、確定申告を行う必要はありません（P.23参照）（注1）。

なお、所得税とともに、個人住民税（10%）も特別徴収が行われます（注2）。

- （注1）退職所得について、「退職所得の受給に関する申告書」の提出がなかった場合、退職金の収入金額から一律に20.42%（所得税20%、復興特別所得税0.42%）が源泉徴収されます。この場合には、確定申告で精算することになります。
- （注2）個人住民税では、源泉徴収と同様に、給与等の支払者が給与等から税金を天引きして納付することを特別徴収といいます。

⑦ 山林所得

山林所得とは、山林を伐採して譲渡したり、立木のままで譲渡することによって生ずる所得をいいます。

ただし、山林を取得してから5年以内に伐採または譲渡した場合は、山林所得ではなく事業所得または雑所得となります。

なお、山林を山ごと譲渡する場合、土地の部分に対する所得は、譲渡所得になります。

a. 山林所得の計算

山林所得の金額は、次のように算出されます。

$$\text{山林所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額（最高50万円）}$$

(a) 総収入金額

譲渡の対価が収入金額となります。

なお、山林を伐採して自己の家屋を建築するために使用するなど、家事のために消費した場合は、その消費したときの時価が総収入金額に算入されます。

(b) 必要経費

植林費などの取得費のほか、^{したがりひ}下刈費などの育成費、維持管理のために必要な管理費、さらには、伐採費、搬出費、仲介手数料などの譲渡費用が必要経費となります。

(c) 必要経費の特例

必要経費には、概算経費控除といわれる特例があります。この特例により、伐採または譲渡した年の15年前の12月31日以前から引き続き所有していた山林を伐採または譲渡した場合は、収入金額から伐採費などの譲渡費用を差し引いた金額の50%に相当する金額に、伐採費などの譲渡費用を加えた金額を必要経費とすることができます。

b. 税額の計算方法

山林所得は、他の所得と合計せず、他の所得と異なった計算方法により税額を計算し確定申告することになります。

これは、「5分5乗方式」といわれるもので、次のように算出されます。

$$\text{山林所得の税額} = (\text{課税山林所得金額} \times 1/5 \times \text{税率}) \times 5$$

(注) 所得税の超過累進税率を緩和するための規定で、いったん「所得金額の1/5に対する税率」を適用することで、そのまま所得金額全額に税率を適用するよりも税負担を軽減しています。

⑧ 譲渡所得

譲渡所得とは、一般的に、土地、建物、株式、ゴルフ会員権などの資産を譲渡することによって生ずる所得をいいます。

ただし、事業用の商品などの棚卸資産や山林などの譲渡による所得は、譲渡所得にはなりません。

a. 譲渡所得の計算（土地や建物を譲渡したとき）

課税譲渡所得金額は、次のように算出されます。

$$\text{課税譲渡所得金額} = \text{収入金額} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

(a) 収入金額

収入金額は、通常、土地や建物を売ったことによって買主から受け取る金銭の額です。

ただし、土地建物を現物出資して株式を受け取るなど、金銭以外の物や権利で受け取った場合には、その物や権利の時価が収入金額となります。

(b) 特別控除額

土地や建物を譲渡した場合で一定の要件を満たすときは、特別控除額が適用されます。

b. 税額の計算方法

土地、建物や株式等の譲渡による所得は、他の所得、例えば給与所得などと合計せず、分離して課税する分離課税制度が採用されています。一方、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得は、総合課税の対象になります。

⑨ 一時所得

一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の所得のうち、労務や役務の対価でもなく、さらには資産の譲渡等による対価でもない、一時的な性質の所得をいいます。主なものとして次のものが挙げられます。

- ア. 懸賞や福引きの賞金品（業務に関して受けるものを除きます）
- イ. 競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続的行為から生じたものを除きます）
- ウ. 生命保険の一時金（業務に関して受けるものを除きます）や損害保険の満期返れい金等
- エ. 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの、継続的に受けるものを除きます）
- オ. 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

a. 一時所得の計算

一時所得の金額は、次のように算出されます。一時所得を含めた総所得金額を計算する場合には、一時所得の2分の1に相当する金額が課税所得となり、他の所得と合算して税額が算出されます。

$$\text{一時所得の金額} = \text{総収入金額} - \left[\text{収入を得るために支出した金額（注1）} \right] - \text{特別控除額（注2）}$$

（注1）損害保険契約等（積立型保険）の満期返れい金を受け取った場合には、実際に支払った保険料が収入を得るために支出した金額となります。

（注2）一時所得の特別控除額は最高50万円であり、総収入金額から収入を得るために支出した金額を差し引いた残額が50万円より少ない場合には、その残額が特別控除額となります。

b. 源泉徴収

一時所得のうち、一時払損害保険契約や一時払養老保険契約における差益など一定の要件に該当するものは所得税の源泉徴収（源泉分離課税）が行われ、納税が完結します（P.23参照）。

⑩ 雑所得

雑所得とは、他の所得のいずれにも当たらない所得をいいます。主なものとして次のものが挙げられます。

- ア. 年金払積立傷害保険契約の給付金、個人年金保険契約の年金
- イ. 公的年金等（国民年金の老齢基礎年金・厚生年金保険の老齢厚生年金、過去の勤務により会社などから支払われる年金等）（注1）
- ウ. 特許権の使用料、税金の還付加算金
- エ. 外貨建預金の為替差益
- オ. 暗号資産（仮想通貨）（注2）の売却益

（注1）公的年金のうち、障害給付金（国民年金の障害基礎年金、厚生年金保険の障害厚生年金）および遺族給付金（国民年金の遺族基礎年金、厚生年金保険の遺族厚生年金）は非課税扱いとなります（P. 148、155参照）。

（注2）「仮想通貨」は、円やドルなどの法定通貨との誤認を防ぐことを目的とした資金決済に関する法律（資金決済法）の改正（2020〈令和2〉年5月1日施行）により、法令上、「暗号資産」に呼称変更されました。

a. 雑所得の計算

雑所得の金額は、次のように算出されます。

(a) 公的年金等以外のもの

$$\text{雑所得の金額} = \text{総収入金額} - \text{必要経費}$$

(b) 公的年金等

$$\text{雑所得の金額} = \text{収入金額} - \text{公的年金等控除額（注）}$$

（注）公的年金等控除額は、受給者の年齢、公的年金等の収入金額、年金以外の所得金額に応じて定められています。

(参考) 公的年金等控除額

2020(令和2)年分の所得税から公的年金等控除額が一律10万円引き下げられたほか、控除額に上限が設けられるとともに、年金以外の所得金額が大きい場合は控除額が引き下げられる仕組みになりました。

なお、この改正と同時に、基礎控除額が10万円引き上げられました。

公的年金等に係る雑所得の金額は、下記の表により算出します。

公的年金等に係る雑所得の金額 = (ア) × (イ) - (ウ)

1. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(注)が1,000万円以下の場合

(注)「合計所得金額」とは、総所得金額等(P.24参照)の各種繰越控除前の金額をいいます。

年 齢	(ア) 公的年金等の収入金額の合計額	(イ) 割合	(ウ) 控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロ)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロ)		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

2. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合

1の控除額から一律10万円の引下げとなります。

3. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円超の場合

1の控除額から一律20万円の引下げとなります。

b. 源泉徴収

雑所得のうち、公的年金等や特許権の使用料などについては所得税の源泉徴収が行われます。

また、年金払積立傷害保険契約の給付金や生命保険契約の個人年金についても所得税の源泉徴収が行われます。

2. 税額の計算

所得税の計算は、次の4段階で行われます。

(1) 第1段階

1年間の収入を10種類の所得に分類し、必要経費や給与所得控除額等を控除して、それぞれの所得金額を計算します（P. 11～20参照）。

(2) 第2段階

課税標準の計算をします。具体的には、次の3つの計算を行います。

① 総合課税グループの所得と分離課税グループの所得とに区分し、総合課税グループの所得を合算

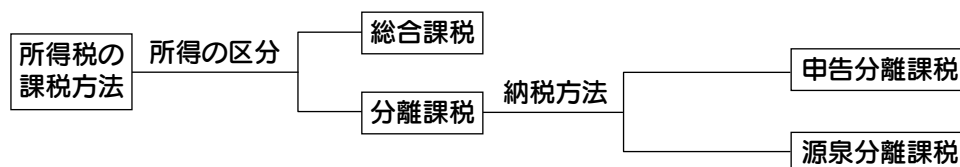
所得税は、すべての所得を総合し、その金額に超過累進税率を適用して税額計算（総合課税）するのが原則ですが、所得によっては、その発生経緯、性格、またその時々を経済政策上の観点から、合算して超過累進税率を適用することに馴染まないものがあります。そこで、その馴染まない所得だけは合算せずに、他の所得とは切り離して課税（分離課税）します。具体的には、P. 23の（参考）所得の区分と課税方法の表を参照してください。

【総合課税と分離課税】

課税方法には、総合課税と分離課税があります。

総合課税とは、各種の所得を合算して所得税の金額を計算する方法のことをいい、分離課税とは、ある所得を他の所得と合算せずに、別々に分けて所得税の金額を計算する方法のことをいいます。

また、分離課税には、確定申告によって納税する「申告分離課税」と、所得の支払者が支払時に所得を得る者の負担すべき税金をあらかじめ天引きし、改めて申告納税する必要がない「源泉分離課税」があります。



② 損益通算

2種類以上の所得があり、1つの所得が黒字、他の所得が赤字となった場合には、一定の順序に従って、黒字の所得金額から他の所得の赤字分を差し引くことができます。これを「損益通算」といい、所得のうち、不動産所得、事業所得、譲渡所得または山林所得が赤字の場合に行うことができます。

なお、配当所得、給与所得、一時所得および雑所得に係る損失の金額は、原則として、損益通算や純損失の繰越控除は認められません。

【損益通算できない主なもの】

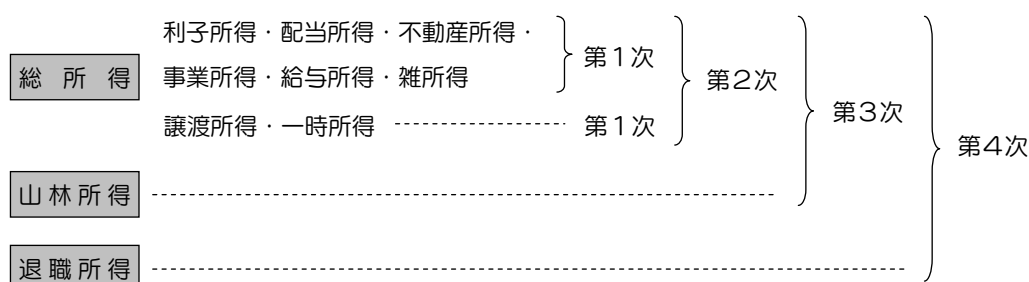
- ・一定の居住用財産以外の土地建物等の譲渡所得の金額の損失は、土地建物等の譲渡所得以外の所得の金額と損益通算ができません。
- ・申告分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額の損失は、先物取引に係る雑所得等以外の所得の金額と損益通算ができません。

【金融商品の損益通算】

- ・株式等の譲渡所得等は、一般株式等（上場株式等以外の株式等）の譲渡所得等と上場株式等の譲渡所得等に区分して、それぞれ申告分離課税が適用されます。したがって、この両者間での損益通算はできません。
- ・上場株式等の譲渡所得等は、既に認められていた申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得との損益通算に加え、申告分離課税を選択した特定公社債（注）等の利子所得等・譲渡所得等と損益通算することができます。

（注）特定公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債など一定の公社債をいいます。

（参考）損益通算の順序



③ 純損失の繰越控除

前記②の損益通算を行っても、なお控除しきれない金額があった場合、その金額を「純損失の金額」といいます。

純損失の金額は、その純損失が生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合、翌年から3年間（特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失で一定要件を満たす場合は5年間）に繰り越して控除することができます。これを「純損失の繰越控除」といいます。

控除できる金額は、次のとおり青色申告者と白色申告者により異なります（P. 32参照）。

区分	控除できる金額
青色申告者	純損失の金額全額
白色申告者	純損失の金額のうち次に限定 ・変動所得（注）の損失の金額 ・被災事業用資産の損失の金額

（注）変動所得とは、事業所得や雑所得のうち、自然条件その他の条件により年々所得が大幅に変動する所得をいい、漁獲や養殖などから生じる所得、原稿・作曲などの報酬や著作権の使用料に係る所得が該当します。

なお、純損失の繰越控除を行うためには、純損失が生じた年分および繰越控除を受ける各年ごとに確定申告書を提出することが必要です。

(注) 所得控除のうち雑損控除について、その年分の所得金額から雑損控除しきれなかった控除不足額を「雑損失の金額」といいます。雑損失の金額も、純損失の金額と同様、3年間（特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失では5年間）の繰越控除が認められています（P. 105～106参照）。

（参考）所得の区分と課税方法（居住者の場合）

第2段階で総合課税グループと分離課税グループに区分し、総合課税グループを合算する際、第1段階の所得の種類の一部は総合課税グループと分離課税グループに分かれるものがあります（例：譲渡所得）。

所得の区分	課税方法 総合課税	分 離 課 税		源泉徴収
		申告分離	源泉分離	
事業所得	○	—	—	一部あり
給与所得	○	—	—	あり
一時所得	○	—	○	一部あり（注2）
土地建物・株式以外の譲渡所得	○	—	—	なし
年金の雑所得	○	—	—	あり
配当所得	○	○	○	あり（注3）
土地建物の譲渡所得	—	○	—	なし（注4）
上場株式等に係る譲渡所得等	—	○	—	一部あり（注5）
一般株式等に係る譲渡所得等	—	○	—	なし
先物取引に係る雑所得等（注1）	—	○	—	なし
金融類似商品の雑所得	—	—	○	あり
利子所得	○	○	○	あり
退職所得	—	○	○	あり（注6）
山林所得	—	○	—	なし
不動産所得	○	—	—	なし

（注1）先物取引に係る雑所得等とは、居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者が、一定の先物取引の差金等決済をした場合の、その先物取引に係る事業所得、譲渡所得および雑所得のことをいいます。

（注2）懸賞金付預貯金等の懸賞金等や一時払保険の差益（一定の要件を満たすもの）は、金融類似商品として源泉分離課税の対象となります。

（注3）配当所得（P. 11）を参照。

（注4）土地建物の譲渡所得は、長期譲渡所得（所有期間5年超）と短期譲渡所得（所有期間5年以下）に区分して申告分離課税を適用します。

（注5）特定口座内に保管されている上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択した場合には、原則として、確定申告を行う必要はありません。

（注6）「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、その課税は源泉徴収により行われますので、改めて確定申告を行う必要はありません。

(3) 第3段階：所得控除をして課税所得金額を計算

課税所得金額は、総所得金額などから、次の所得控除額を差し引いて計算します。これらは、納税者の扶養家族の数や病気・災害による支出などの個別的事情を考慮して税負担を調整するものです。

(注) 次の表は概略を記載したものです。詳細は参照ページの該当箇所等で確認してください。

種 類	適用される場合	控 除 額
雑損控除 (P. 105参照)	災害や盗難などによって生じた損失やそれに関連して支出をした場合	a. 損失額－総所得金額等(注1)×10% b. 災害関連支出額のみ－5万円 (aまたはbのいずれか多い額)
医療費控除 (P. 110参照)	自分や生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	医療費の額－次のいずれか低い方の金額(最高200万円) 〔a. 10万円 b. 総所得金額等×5%〕
社会保険料控除	自分や生計を一にする親族の社会保険料を支払った場合	全額
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済や確定拠出年金の掛金などを支払った場合	全額
生命保険料控除 (P. 80参照)	生命保険契約、介護医療保険契約または個人年金保険契約の保険料を支払った場合	(新契約のみの場合) 各新契約の保険料：最高4万円 合算して最高12万円
地震保険料控除 (P. 78参照)	地震保険契約・旧長期損害保険契約の保険料を支払った場合	最高5万円
寄附金控除	a. 国、地方公共団体、公益法人、NPO法人等や政治活動に関して寄附金を支払った場合 b. 一定要件を満たす中小企業の株式を取得した場合	次のいずれか低い方の金額－2千円 〔a. 特定寄附金の合計金額 b. 総所得金額等×40%〕
障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者の場合	障害者……………27万円 特別障害者(注2)……40万円 など
寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で、次のいずれかに該当する場合 a. 夫と離婚した後婚姻せず、かつ、扶養親族を有していること b. 夫と死別した後婚姻をしていないこと ※ひとり親に該当する場合は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	27万円
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下で、次の要件を満たす場合 a. 現に婚姻をしていないこと b. 生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有していること ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	35万円
勤労学生控除	本人が勤労学生で、合計所得金額が75万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下の場合	27万円
配偶者控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合	最高38万円(注3)
配偶者特別控除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下の場合	最高38万円(注4)
扶養控除	控除対象扶養親族がいる場合(注5)	38万円(注3)
基礎控除	本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合	最高48万円

(注1)「総所得金額等」とは、総所得金額(P. 9参照)に、退職所得金額や山林所得金額などの分離課税の所得を加算した金額をいいます。

(注2) 特別障害者とは、障害者のうち、精神または身体に重度の障害のある者で政令で定めるものをいいます(個人住民税においても同様)。

(注3) 配偶者控除および扶養控除は、その配偶者・扶養親族の年齢などによって次のとおり控除額が異なります。

- ・老人控除対象配偶者(70歳以上)……………最高48万円
- ・特定扶養親族(19歳以上23歳未満)……63万円
- ・老人扶養親族(70歳以上)……………48万円
- ・同居老親等(70歳以上)……………58万円

(注4) 控除額は、本人および配偶者の合計所得金額により異なります。

(注5) 控除対象扶養親族とは、生計を一にする合計所得金額が48万円以下の16歳以上の配偶者以外の親族をいいます。特定扶養親族および老人扶養親族とは、一定の年齢に該当する控除対象扶養親族をいいます。

(4) 第4段階：税額の計算

① 税額の算出方法

a. 一般原則

下記b、c以外の所得は、課税所得金額に税率を適用して税額を計算します。

また、総合課税となる所得、退職所得については、課税所得金額の大きさにより、5%から45%の7段階の超過累進税率を適用します（実務としては下記速算表を使用します）。

分離課税となる所得については、所得区分ごとに定められた税率を適用します。

(参考) 所得税の速算表

課税総所得金額、課税退職所得金額を課税対象とする場合、以下の速算表に基づき、「課税所得金額×税率－控除額」により所得税額を計算することができます。

課税所得金額（千円未満の端数金額を切り捨てた後の金額）	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	—
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

b. 山林所得の課税

山林所得については、いったん課税山林所得金額の5分の1相当額に税率を適用して計算した金額に、5を乗じて得た金額を税額とします。これを5分5乗方式といいます（P. 16参照）。

c. 変動所得および臨時所得の平均課税

作家の原稿料や漁獲による所得のように、所得金額がその年によって大きく変動する所得（変動所得）や、プロ野球選手の契約金のように数年分の収入が一括して支払われる性格の所得（臨時所得）については、超過累進税率をそのまま適用すると過大な税負担となる場合があります。そこで、変動所得および臨時所得の金額の合計額（その年の変動所得の金額が前年および前々年の変動所得の金額の合計額の2分の1に相当する金額以下である場合には、その年の臨時所得の金額）が総所得金額の20%以上となるときは、「平均課税」という方法により税額を計算します。

(参考) 平均課税

平均課税とは、次の（1）と（2）の合計額を、その年分の課税総所得金額の税額とする方法をいいます。

(1) 調整所得金額に対する税額

調整所得金額を下記の算式で算出し、税率を適用して求めた税額

① 課税総所得金額＞平均課税対象金額の場合

調整所得金額＝課税総所得金額－（平均課税対象金額×4/5）

② 課税総所得金額≤平均課税対象金額の場合

調整所得金額＝課税総所得金額×1/5

平均課税対象金額とは、変動所得の金額と臨時所得の金額の合計額をいいます。

(2) 特別所得金額に対する税額

特別所得金額に対する税額＝特別所得金額×（上記（1）の税額÷調整所得金額）

（注）特別所得金額とは、課税総所得金額から調整所得金額を控除した金額をいいます。

② 税額控除

課税所得に税率を乗じて算出した税額から、さらに控除できるものがあります。これを「税額控除」といい、二重課税（注）を避ける目的または政策的な意図により設けられています。主なものは次の表のとおりです。

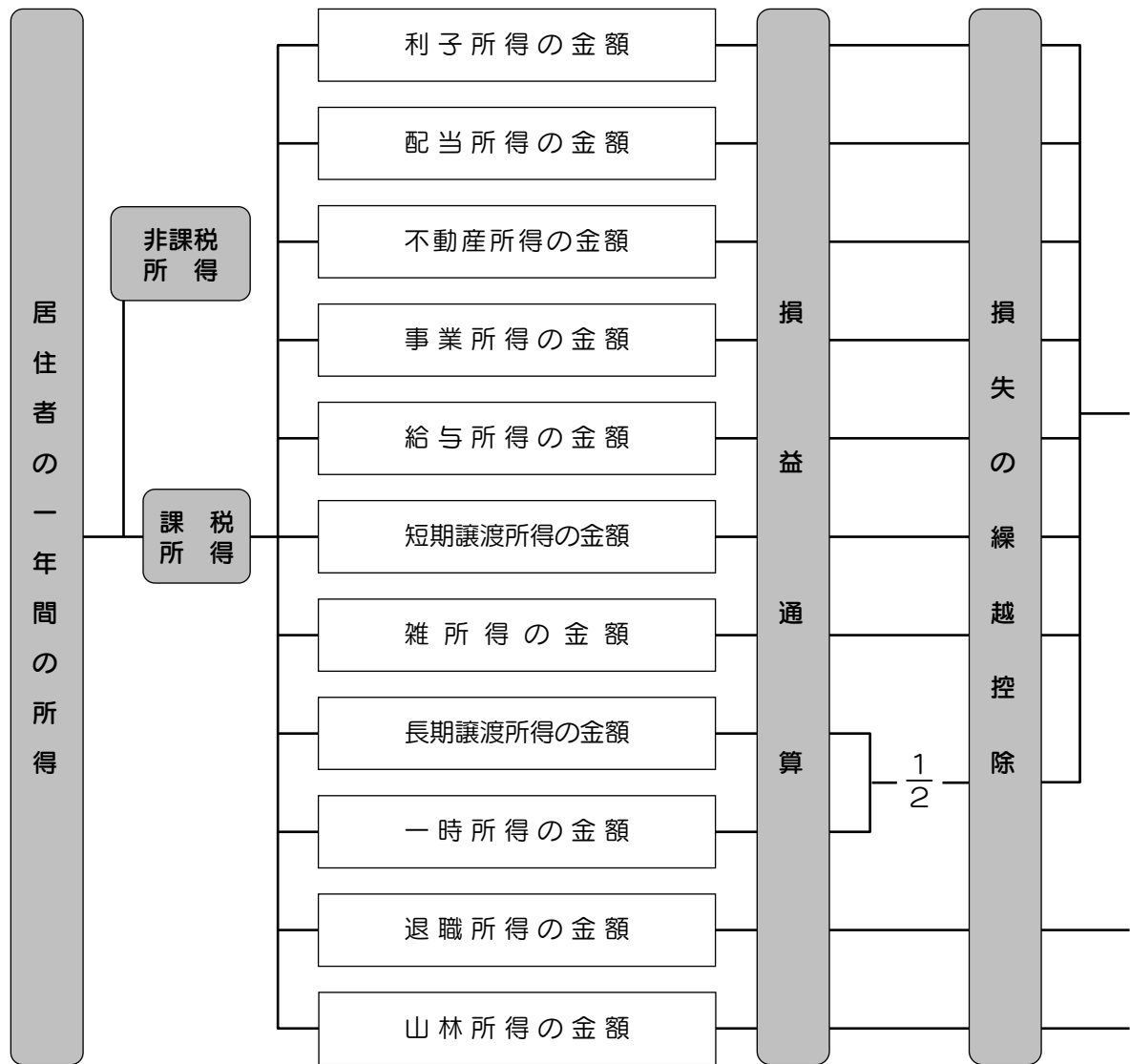
（注）二重課税とは、一般的に1つの課税原因（税金が課されることとされている取引や事実関係）に関して同種の租税が2回以上課される状態をいいます。

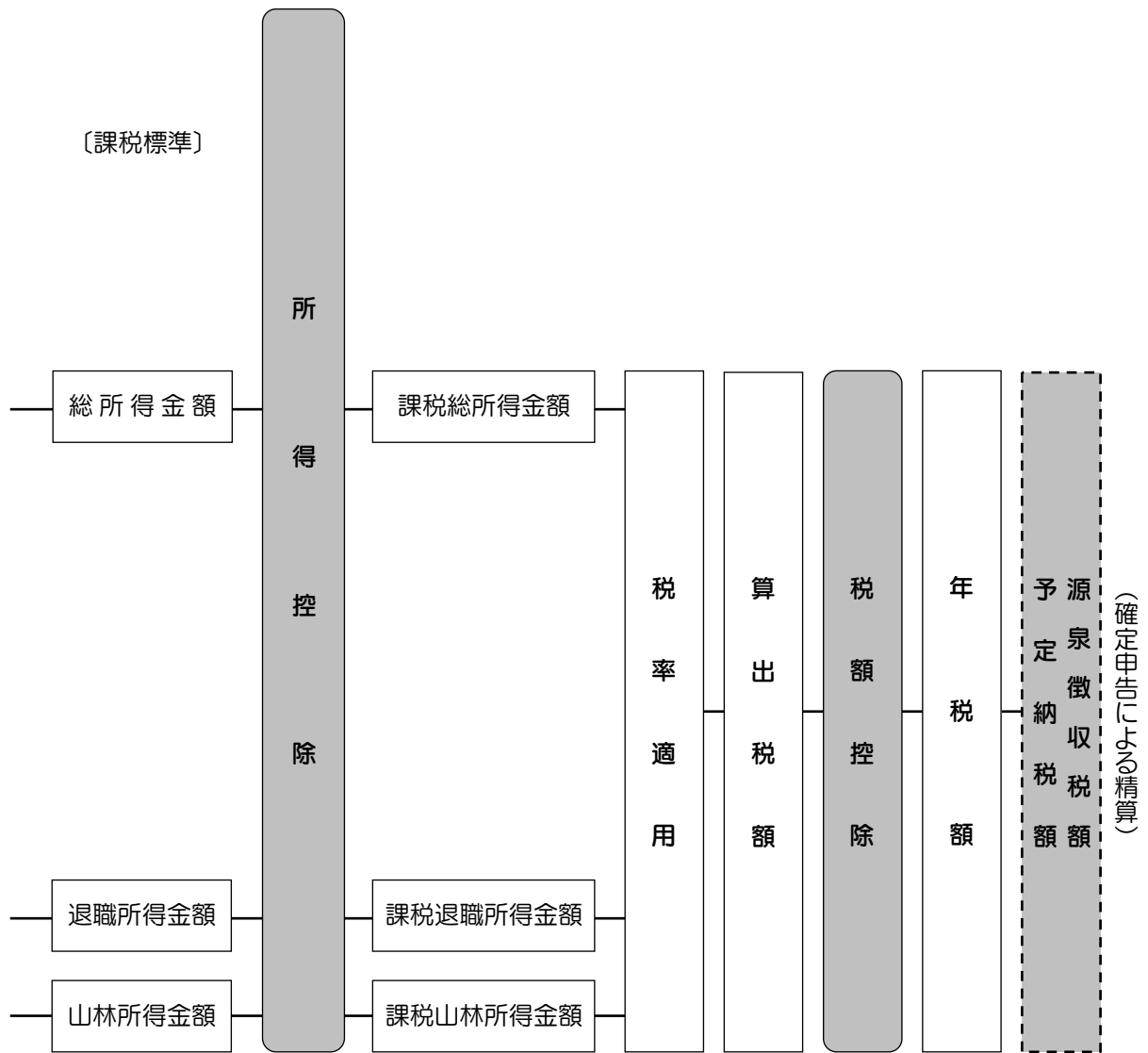
種 類	概 要
a. 配当控除	配当所得の10%（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の場合は5%）に相当する金額を税額控除することができます。 なお、課税総所得金額等が1,000万円超の場合、その超過する部分については5%（証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の場合は2.5%）に相当する金額が控除額となります。また、申告分離課税を選択する上場株式等に係る配当所得などについては、配当控除はできません。
b. 外国税額控除	外国で生じた所得に、その国の法令で所得税に相当する税金をかけられたときは、一定額を税額控除することができます。
c. 住宅借入金等特別控除	一定の要件に当てはまる住宅の取得または増改築等をして2025（令和7）年12月31日までに居住の用に供したときは、借入金等の年末残高の合計額を基として計算した金額を取得した住宅の種類・居住年により13年または10年にわたって税額控除することができます。 ただし、公的な補助金等の交付を受ける場合には、費用等の額からその補助金等の額が控除されます。 なお、2019（令和元）年10月の消費税率引上げおよび新型コロナウイルスの影響に応じた景気対策として、2022（令和4）年12月31日までに居住の用に供された一定の要件に当てはまる住宅を対象とする借入金については、特別控除の適用期間10年の経過後も特例として3年間の延長が認められます。 この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に所定の書類を添付する必要があります。 ただし、給与所得者は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は年末調整でこの特別控除が受けられます。
d. 住宅耐震改修特別控除	居住者が、2025（令和7）年12月31日までに、居住の用に供する家屋（1981〈昭和56〉年5月31日以前に建築された家屋で一定のものに限ります）に対し一定の耐震改修（併せて行う耐久性向上改修工事）をした場合に、その改修工事の費用の額等を基として計算した一定額を税額控除することができます。 ただし、公的な補助金等の交付を受ける場合には、費用等の額からその補助金等の額が控除されます。 なお、この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。
e. 住宅特定改修特別税額控除	一定の要件に当てはまるバリアフリー改修工事、省エネ改修工事（併せて行う耐久性向上改修工事）または多世帯同居改修工事を行い、2025（令和7）年12月31日までに居住の用に供した場合に、その改修工事の費用の額等を基として計算した一定額を税額控除することができます。この控除は、cとの選択適用となります。 ただし、公的な補助金等の交付を受ける場合には、費用等の額からその補助金等の額が控除されます。 なお、この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。

種 類	概 要
f. 認定住宅新築等特別税額控除	認定住宅等（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、特定エネルギー消費性能向上住宅およびエネルギー消費性能向上住宅）を新築または建築後使用されたことのないものの取得をして、2025（令和7）年12月31日までに居住の用に供した場合に、標準的なかかり増し費用を基として計算した一定額を税額控除することができます。 なお、この控除は、cとの選択適用となります。 また、この控除を受けるためには、確定申告書の提出の際に一定の書類を添付する必要があります。
g. 政党等寄附金特別控除	2029（令和11）年12月31日まで、政党または政治資金団体に対する政治活動に関する一定の寄附については、その金額が2千円を超える場合には、その超える金額の30%に相当する金額を税額控除することができます。 ただし、その年分の所得税の額の25%に相当する金額が限度になります。 なお、この控除は、寄附金控除との選択適用となります。
h. 認定NPO法人等寄附金特別控除	認定NPO法人等に対する寄附に係る支出金については、その金額が2千円を超える場合には、その超える金額の40%に相当する金額を税額控除することができます。 ただし、その年分の所得税の額の25%に相当する金額が限度になります。 なお、この控除は、寄附金控除との選択適用となります。

（注）上記c、d、e、fについては、現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者期間中に住宅の新築もしくは取得または増改築等をした場合についても適用できることとなります。

(参考) 所得税の計算の順序





(出典：税務大学校 令和6年度版「税法入門」)

3. 申告・納税

所得税の納税義務は、暦年（1月1日から12月31日まで）の終了の時に成立し、確定申告によって確定しますが、分割納付による納税者の便宜を図る観点から、前年分の実績を基準として当年分の税額を機械的に算定し、その一部を予納するという予定納税制度が採用されています。この制度により納税した額は、確定申告時に精算されます。

（1）予定納税制度

その年の5月15日現在において確定している前年分の所得金額や税額などを基に計算した金額（予定納税基準額）が15万円以上である場合、その年の所得税および復興特別所得税の一部をあらかじめ納付する制度があり、これを「予定納税制度」といいます。

この制度は納税者による選択はできず、税務署から通知を受けた該当者は全員、予定納税を行う義務があり、予定納税基準額が15万円以上になる者には、所轄の税務署長から、その年の6月15日までに書面で通知されます。この場合の納付時期は7月と11月で、予定納税額は予定納税基準額の3分の1となります。

なお、予定納税額に比して本年の税額が減少すると認められる理由がある場合は、予定納税額の減額承認の申請を行うことができます。

（2）申告

所得税は、1月1日から12月31日までの間に所得のあった者が自分の所得の金額と税額を計算し、所得のあった年の翌年の、原則として2月16日から3月15日までの間に、所轄の税務署長に確定申告書を提出し、納付することになっています。

① 確定申告

a. 確定申告を要する者

(a) 次の(b)(c)以外の者

課税総所得金額や課税退職所得金額（外国企業等から受け取った源泉徴収されない退職金など）などに税率を乗じて算出した税額が、配当控除の額および年末調整に係る住宅借入金等特別控除の額の合計額を超えるときは、確定申告を行う必要があります。

(b) 給与所得者

給与所得者は、通常、年末調整（P.34参照）により納税額が精算されるため、原則として確定申告は不要ですが、次のような場合などには、確定申告を行う必要があります。

- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える者
- ・給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える者（1か所のみから給与を受けている場合）
- ・年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得、退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える者（2か所以上から給与を受けている場合）
- ・同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほか、貸付金の利子、店舗・工場などの賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた者

(c) 年金所得者

公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引いて残額がある者は、確定申告で税額を精算します。

ただし、その年において公的年金等に係る雑所得を有する者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には確定申告を行う必要はありません。

(注1) 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で、確定申告の必要がない場合であっても、個人住民税の申告は必要となる場合があります。

(注2) 源泉徴収の対象にならない公的年金等の支給を受ける場合には、確定申告が必要となります。

b. 確定申告を行うことにより税金が戻る者

確定申告の必要がない者でも、次のような場合、確定申告を行うことにより源泉徴収された税金や予定納税をした税金が還付されることがあります。

- ・ 災害、盗難、横領などの被害にあった者（雑損控除〈P. 105参照〉の適用を受けられる者）
- ・ 多額の医療費を支払った者（医療費控除〈P. 110参照〉の適用を受けられる者）
- ・ 特定の寄附をした者（寄附金控除〈P. 24参照〉等の適用を受けられる者）
- ・ 住宅を新築・増改築または購入した者（住宅借入金等特別控除〈P. 26参照〉等を受けられる者）（注）

（注）給与所得者の場合、特別控除を受ける1年目のみ申告すれば、翌年からは年末調整でその適用を受けることができます。

- ・ 年の途中で退職または死亡により、年末調整を受けていない者 など

（参考）ふるさと納税

ふるさと納税とは、納税者が任意の地方自治体（都道府県、市町村、特別区）に対して寄附を行い、寄附した金額に応じて所得税と個人住民税から一定額が寄附金控除として減額される制度をいいます。

従来、この制度を利用するには確定申告が必要でしたが、2015（平成27）年度からは、1年間のふるさと納税納付先自治体が5つまでであれば、直接当該自治体に申請することによって確定申告が不要となる「ワンストップ特例制度」が設けられ、より気軽に利用できるようになりました。

なお、ふるさと納税（寄附）後、所得税については、寄附した年度に所得控除された額が還付されますが、個人住民税については、翌年度の個人住民税から税額控除されます。

平成31年度税制改正により、2019（令和元）年6月から、①返礼品費用の割合が寄附額の3割以下であること、②返礼品が地場産品であること、の2つの条件が定められました。

② 青色申告制度

事業所得、不動産所得、山林所得のある者が、一定の帳簿を備えて正確な記帳を行い、その帳簿に基づいて正確に所得や税額の申告をする場合には、所得計算上または納税の手続き上で、様々な特典が与えられ、優遇されています。これを「青色申告制度」といい、この申告をする者を「青色申告者」といいます。

これに対し、通常の申告のことを青色申告と区別する意味で「白色申告」といいます。個人で白色申告をする者で、事業や不動産貸付等を行うすべての者は、記帳と帳簿書類の保存が必要となります。

【青色申告の主な特典】

特 典	内 容	白色申告での取扱い
青色申告特別控除 (所得控除)	事業所得、不動産所得を生ずべき事業を営んでいる者で、正規の帳簿書類に基づいて作成した損益計算書や貸借対照表を申告書に添付して申告した場合は、控除額は最高55万円(注1)となります。青色申告者のうち、上記以外の場合には控除額は最高10万円となります。	控除できません。
青色事業専従者給与 の必要経費算入	青色申告者と生計を一にしている配偶者や親族などのうち、その青色申告者の事業に専ら従事している人に支払った給与は、一定の要件の下で、全額を必要経費に算入することができます。	事業専従者控除として、最高50万円(配偶者の場合には86万円)までが必要経費に算入できます。
引当金・準備金の 繰入れ・積立て	貸倒引当金や退職給与引当金などの引当金・準備金を設けて、その繰入額を必要経費に算入することができます。	一定のものを除き、各種引当金の繰入れ・準備金の積立てはできません。
減価償却の特例	特別償却、耐用年数の短縮等ができます。	特例の適用はありません。
棚卸資産の評価 (低価法の選択)	棚卸資産の評価において、原価法(注2)のほか、低価法(注3)の選択ができます。	原価法(注2)による評価に限られます。
純損失の繰越控除 (P.22参照)	純損失が発生した場合、翌年以降3年間(注4)、純損失の金額全額の繰越控除ができます。	純損失のうち、変動所得の損失額、被災事業用資産の損失の額に限定して、発生の翌年以降3年間(注4)、繰越控除ができます。
純損失の繰戻し還付	純損失を前年分に繰り戻して税金の還付を受けることができます。	繰戻しはできません。

(注1) 2020(令和2)年分の所得税から特別控除額が10万円引き下げられ、55万円となりました。ただし、電子帳簿の備付け・保存を行っている場合、または電子申告(e-Tax)を使用して申告を行う場合には、引き続き65万円の特別控除が受けられます。

(注2) 原価法とは、棚卸資産の取得原価を基に資産評価する方法です。

(注3) 低価法とは、棚卸資産の評価において、原価法による評価額と期末時点の時価とを比較して、いずれか低い方の価額を採用して資産評価する方法です。

(注4) 特定非常災害の指定を受けた災害により生じた損失で一定要件を満たす場合は5年間となります。

(3) 納税

税金は、確定申告を行い、申告期限内に納付しなければなりません。

ただし、確定申告により納付する税金の2分の1以上の金額を期限までに納付した場合には、納期限までに延納届出書を提出することで、残額については納付した年の5月31日まで延納することが認められます。

なお、クレジットカードは、国税のクレジットカード納付制度(注)により、国税の納付を国税庁長官が指定した納付受託者に委託する場合に利用することができます。

(注) クレジットカード納付制度は、インターネット上でのクレジットカード支払いの機能を利用して、国税庁長官が指定した納付受託者へ、国税の納付の立替払いを委託することにより国税を納付する制度です。

(4) 源泉徴収制度

所得税（復興特別所得税を含みます。以下同様とします）は「申告納税制度」を前提にしていますが、特定の所得については「源泉徴収制度」が採用されています。

源泉徴収制度は、給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う所定の者（源泉徴収義務者）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて（源泉徴収して）あらかじめ国に納付する制度です。

① 源泉徴収した所得税額の精算

源泉徴収制度により徴収された所得税額は、源泉分離課税される利子所得などを除き、次の方法により精算されます。

- ・報酬・料金などに対する源泉徴収税額 : 確定申告
- ・給与などに対する源泉徴収税額 : 年末調整 （後記④参照）

② 源泉徴収義務者

所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といいます。

源泉徴収の対象となる所得の支払者は、会社、協同組合、学校、官公庁のほか、個人や人格のない社団・財団も、すべて源泉徴収義務者となります（ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対し給与の支払いをする個人が支払う給与や退職手当等については、源泉徴収を要しないとされています）。

③ 源泉徴収した所得税の納付

a. 納付期限

源泉徴収した所得税の納付期限は、所得を支払った月の翌月10日です。

納付期限までに納付されない場合は、源泉徴収義務者は延滞税や不納付加算税を支払わなければなりません。

b. 納付期限の特例（納期の特例）

給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、源泉徴収した所得税を、次のように年2回にまとめて納付する特例の制度が設けられています。

源泉所得税の区分	納付期限
1月から6月までに支払った所得分	7月10日
7月から12月までに支払った所得分	翌年1月20日

この特例を受けるためには、「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を、給与等の支払いを行う事務所などの所在地を所轄する税務署長に提出することが必要です。

税務署長から納期の特例申請の承認または却下の通知がない場合には、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとみなされます。承認があった場合には、承認を受けた月に源泉徴収する所得税から、納期の特例の対象になります。

④ 年末調整

年末調整とは、給与の支払者（源泉徴収義務者）が、その年最後の給与を支払う際に、給与所得者の各人ごとに、次のaとbを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

- a. その年の給与を支払う都度、源泉徴収した所得税の合計額
- b. その年中の給与の支給総額に対し納付すべき所得税の年税額

年末調整は、給与所得以外の所得がない大部分の給与所得者にとっては、確定申告の役割を果たす重要な手続きになります。

（注）次の給与所得者は、年末調整の対象となりません。

- ・その年の給与収入が2,000万円を超える者
- ・「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない者
- ・その年の途中で退職した者 など

なお、次のような理由により、上記aおよびbは不一致となることがあるため、これを年末調整により調整することになります。

- a. その年に扶養親族等の数に変更があった
- b. 月額表などの税額表が簡略化されている
- c. 次については年末調整で控除することになっている
 - ・配偶者特別控除
 - ・生命保険料控除、地震保険料控除
- d. 賞与の源泉徴収税率は、年間5か月分として計算されている など

（5）源泉分離課税

源泉分離課税の対象となる所得は、他の所得と分離して、所得を支払う者がその所得の支払いの際に、一定の税率で所得税を源泉徴収することにより、納税が完結します。

源泉分離課税の対象となる主なものは、次のとおりです。

対象所得	内 容
利子所得	総合課税・申告分離課税の対象となるもの以外
一時所得	懸賞金付預貯金等の懸賞金 等
雑所得	一定の金融類似商品の補てん金 等

第3章 相続税と贈与税

相続税と贈与税について、課税財産、税額の計算、申告・納税を中心に学習します。

第1節 相続税

1. 相続税とは

(1) 相続税の特徴

相続税は、相続または遺贈（死因贈与を含みます）によって、個人が死亡した者の財産を取得した場合にその取得した財産に課税される税金です。

特徴としては、次の3点が挙げられます。

- ①富の再配分を図る観点から、所得税より高い超過累進税率が採用されている。
- ②比較的大きな基礎控除がある（多くの相続では課税されないことがある）。
- ③相続人の相続割合によって税額が変化することを避けるため、次のような計算方法が採用されている。
 - ・実際の相続に関係なく、民法に定める法定相続割合で各人が相続したと仮定して各人の税額を計算
 - ・上記により計算した税額を合算して、いったん税の総額を算出し、その後、実際の相続割合で税の総額を按分

なお、相続人、相続分や遺言などについては、民法で定められています（注）。

（注）相続については、損害保険大学課程 専門コーステキスト 法律単位 第3編 相続に関する知識 第2章 相続を参照願います。

（参考）遺贈と死因贈与

遺贈とは、遺言により、被相続人の財産を相続人のほか、相続人以外の者や法人に無償譲与することを行い、それを受ける者を受遺者といいます。

これに対して死因贈与とは、生前に贈与契約をし、その効力が贈与者の死亡により生ずるものをいいます。遺贈は、遺贈者の単独行為による死後処分である点で、贈与者と受贈者との契約による生前処分である死因贈与とは異なります。

(2) 納税義務者

相続税の納税義務者は、原則として相続または遺贈（死因贈与を含みます）によって財産を取得した個人、および被相続人からの贈与について相続時精算課税制度（P. 47参照）の適用を受けた個人（特定納税義務者）となります。

原則として、取得したすべての財産に課税されますが、相続人および被相続人の住所や日本国籍の有無等により、国外財産が課税対象外となる場合があります。

(3) 課税財産

相続税は、原則として、相続または遺贈によって取得した財産に課税されます。ここでいう「財産」とは、現金、預貯金、土地、家屋のほか、貸付金、営業権など金銭に見積もることのできる経済的価値のあるものをいいます。

また、本来の相続財産（民法上の相続財産）に該当しないものの、相続または遺贈により取得したものとみなされるものも相続税法上の「みなし相続財産」として、課税財産となります。

本来の相続財産とみなし相続財産の例は、次のとおりです。

本来の相続財産	・ 土地、建物等の不動産 ・ 機械、商品等の事業用財産 ・ 現金、預貯金、有価証券、貴金属、家具、その他の家庭用財産 ・ 生命保険契約に関する権利（注1） ・ 配偶者居住権（注2） ・ 貸付金、特許権・著作権等の無形固定資産 等
みなし相続財産	・ 損害保険契約の死亡保険金や生命保険契約の死亡保険金等（被相続人が保険料を負担した部分（P.92参照）） ・ 生命保険契約に関する権利（注3） ・ 死亡に伴う退職手当金等 ・ 定期金に関する権利（注4） ・ 相続人以外の親族が受け取る特別寄与料等

（注1）被相続人が保険契約者となり保険料を負担していた生命保険契約などにおいて、被保険者が被相続人以外で、相続開始の日までに保険事故（死亡）が発生していないものが該当します（原則として、解約返れい金の額が評価額となります）。

（注2）配偶者居住権とは、被相続人の配偶者が、相続開始時に被相続人所有の居住建物に住んでいた場合に、所定の条件の下で、その居住建物の全部について、引き続き無償で使用および収益をする権利をいいます。

（注3）相続開始時においてまだ保険事故が発生していない生命保険契約で、被相続人が、保険契約者ではないが実質的に保険料の全部または一部を負担していた生命保険契約などが該当します。

（注4）定期金とは、定期金給付契約（年金払積立傷害保険契約、年金保険契約など。生命保険契約は除きます）に基づき保険会社から給付される金銭などをいいます。これには、あらかじめ被相続人が定期金受取人に指定していた人に支払われるものと、既に定期金が支払われている期間中に被相続人が亡くなり、相続人等が定期金の受取人になるものとがあり、いずれも相続財産とみなされます。

(4) 非課税財産

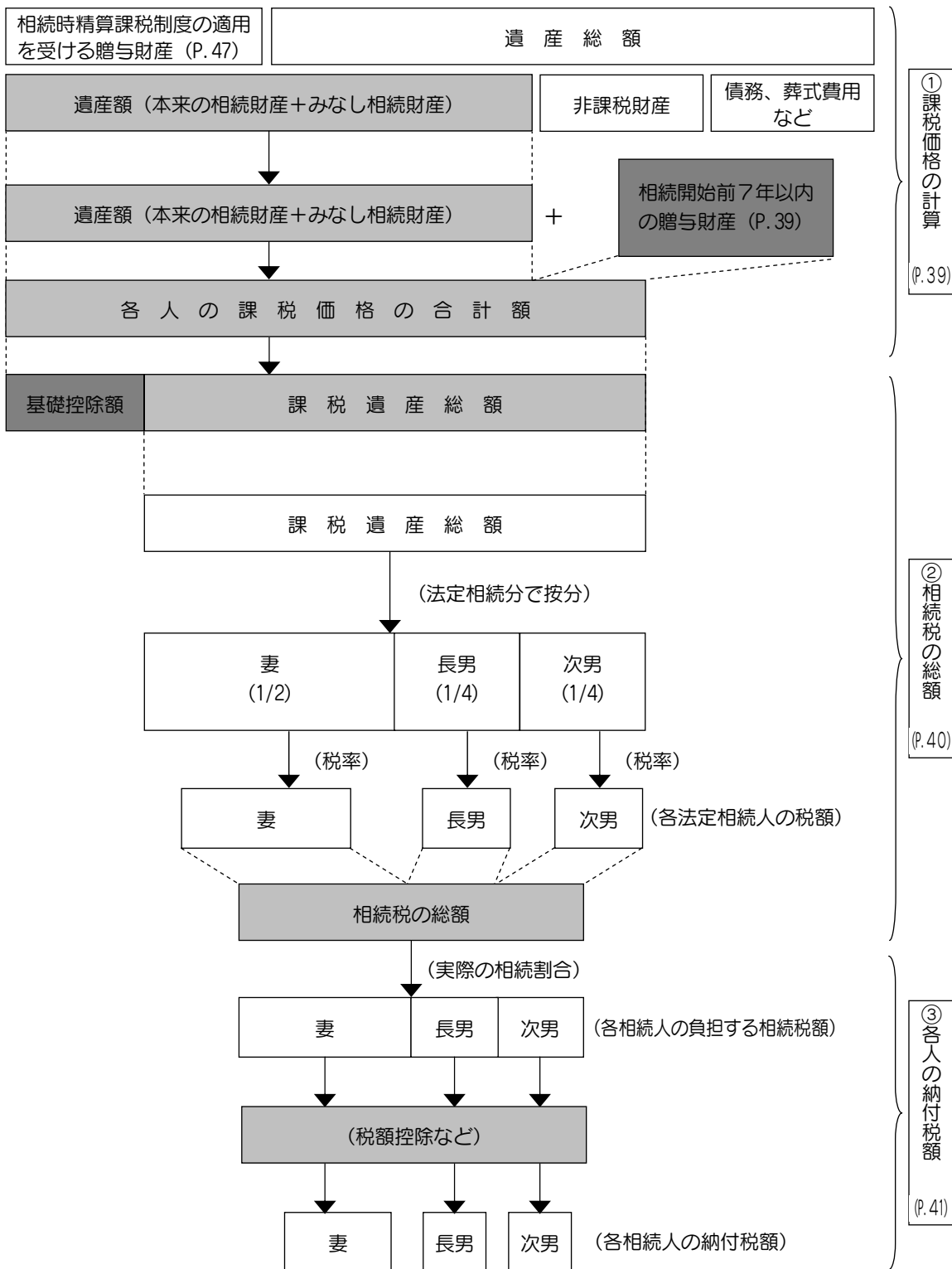
相続または遺贈により取得した財産（みなし相続財産を含みます）であっても、社会政策的見地または国民感情などを考慮して相続税の課税の対象とならないものがあります。これを「非課税財産」といい、次のようなものが挙げられます。

種 類	内 容
保険金等の一部	相続人の取得した損害保険契約の死亡保険金や生命保険契約の死亡保険金等の合計額のうち、500万円に法定相続人の数を乗じた金額までの部分（P. 92参照）
退職金等の一部	相続人の取得した死亡に伴う退職手当金等の合計額のうち、500万円に法定相続人の数を乗じた金額までの部分
国等への寄附	相続税の申告期限までに国や地方公共団体などに寄附した相続財産
認定特定公益信託	相続税の申告期限までに主務大臣の認定を受けた特定の公益信託の信託財産とするために支出した相続財産
その他	墓所、霊廟、祭具その他これらに準ずるもの

2. 税額の計算

相続税の納付税額は、相続または遺贈によって取得した財産の価額を基準に算出します。

(参考) 相続税の計算の仕組み (相続人を妻・長男・次男の3人とした場合)



(1) 課税価格の計算

各人が相続する財産の課税価格は、遺産総額に相続時精算課税制度に係る贈与財産（P.47参照）があるときは、その金額を加えた合計額から、被相続人の債務や葬式費用があるときは、債務控除としてその金額を控除して遺産額を計算し、さらに暦年課税に係る相続開始前7年以内（注）の贈与財産があるときはその金額を加算して計算します。

（注）2023（令和5）年12月31日以前の贈与では相続開始前3年以内。延長した4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。

① 相続時精算課税制度の適用を受ける贈与財産

相続開始前に被相続人からの相続時精算課税制度の適用を受けて贈与財産を取得していた者（注1）は、その贈与により取得していた財産（基礎控除適用後）の贈与時の価額を相続税の課税価格に加算します。この場合、既に支払った贈与税額がある場合は、相続税額からその贈与税額を控除できます（P.47参照）（注2）。

（注1）この場合、相続で財産を取得していない者も対象になります。例えば、相続時精算課税制度を適用して祖父（被相続人）から相続人でない孫へ贈与された場合でも、その贈与価額が加算されます。

（注2）相続税額から控除しきれない贈与税相当額については、申告により還付を受けることができます。

② 債務控除

相続または遺贈によって取得した財産の価額から、次の債務の金額および葬式費用の額のうち、一定の相続人が負担する部分の金額を差し引いた残額が相続税の課税価格となります。

（注）差し引くことができる金額は、債務として確実に認められるものに限られます。

a. 被相続人の債務で相続開始の際に現に存するもの

取得した財産の価額から差し引くことができる債務の額には、次のようなものがあります。

- ・ 借入金、未払金
- ・ 被相続人が死亡の際、納税義務が確定していたもの
- ・ 相続人が被相続人に代わって納付し、または徴収される被相続人の所得税、消費税 など

b. 被相続人の葬式費用

取得した財産の価額から差し引くことができる葬式費用には、次のようなものがあります。

- ・ 埋葬、火葬、納骨などに要した費用
- ・ 葬式に際して施与した金品で、被相続人の職業、財産、その他の事情に照らして相当と認められるものに要した費用 など

（注）香典返し、墓地購入費用、法事のための費用などは、葬式費用に含まれません。

③ 相続開始前7年以内（注）の贈与財産

相続または遺贈により財産を取得した者が、その相続の開始前7年以内（注）に被相続人から財産の贈与を受けていた場合には、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算します。この場合、相続税と贈与税の重複課税を排除するため、相続税額の計算上「贈与税額控除」が適用されます（P.41参照）。

（注）2023（令和5）年12月31日以前の贈与では相続開始前3年以内。延長した4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。

(2) 相続税の総額

各人の課税価格の合計額から、遺産に係る基礎控除額を差し引き、実際の相続の割合と関係なく、法定相続分で按分して、法定相続人ごとの取得金額に分けます。

相続税の総額は、この法定相続人ごとの取得金額に税率を乗じて法定相続人ごとの相続税額を算出し、これを合計することにより算出します。

① 遺産に係る基礎控除額

相続税の総額の計算にあたっては、次の算式により算出した金額を「遺産に係る基礎控除額」として、各人の課税価格の合計額から控除します。したがって、この金額は課税最低限度額となり、各人の課税価格の合計額がこの基礎控除額以下となる場合には、相続税はかかりません。

なお、相続の放棄があった場合でも、放棄した者の分も、いったんその放棄がなかったものとして、法定相続人の数に含めて計算します。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数 (注)}$$

(注) 相続税額を軽減する目的のみで養子縁組をするケースが考えられるため、実際の養子の数とは関係なく、基礎控除額を計算する際の法定相続人の子の数を次のとおり制限しています。

実子がいる場合	(実子の数) + (養子のうち1人)
実子がない場合	養子のうち2人まで

② 相続税率

相続税の税率は、10%から55%までの8段階の超過累進税率となっています。

(参考) 相続税の速算表

法定相続分に应ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	0 円
3,000万円以下	15%	50万円
5,000万円以下	20%	200万円
1 億円以下	30%	700万円
2 億円以下	40%	1,700万円
3 億円以下	45%	2,700万円
6 億円以下	50%	4,200万円
6 億円超	55%	7,200万円

(3) 各人の納付税額

各人の相続税額は、相続税の総額に各相続人が実際に相続した財産の割合を乗じて算出します。これに、税額の加算や税額控除を行って、最終的に、各人の納付税額を算出します。

$$\text{各人の納付税額} = \text{相続税の総額} \times \frac{\text{各相続人の課税価格}}{\text{課税価格の合計額}} + \text{① 2割加算額} - \text{② 税額控除の額}$$

① 相続税額の2割加算

相続人が、被相続人の「配偶者」または「1親等の血族」(注)のいずれでもない場合には、税負担を調整するために、その者の算出相続税額にその2割相当額を加算します。

(注) 代襲相続する直系卑属を含み、一定の直系卑属を除きます。

② 主な税額控除等

相続税には、次のような税額控除等があります。特に、配偶者の相続分については税額軽減措置があり、多額の軽減額が設けられていることが特徴です。

	内 容	軽 減 額
配偶者に対する相続税額の軽減	被相続人の配偶者が相続または遺贈により財産を取得した場合 (注) 対象となる財産には、仮装または隠べいされていた財産は含まれません。	次のa、bの金額のいずれか多い金額までは相続税がかかりません。 a. 1億6,000万円 b. 配偶者の法定相続分相当額

	内 容	控 除 額
贈与税額控除	被相続人から相続開始前7年以内(注)に財産の贈与を受けている場合 (注) 2023(令和5)年12月31日以前の贈与では相続開始前3年以内。延長した4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。	申告した贈与税額 × $\left[\frac{\text{相続税の課税価格に加算された贈与財産の価格}}{\text{申告した贈与財産の価格の総額}} \right]$
未成年者控除	18歳未満の法定相続人で、日本国内に住所を有している場合等	10万円 × (18歳 - 相続開始時の年齢)
障害者控除	障害者である85歳未満の法定相続人で、日本国内に住所を有している場合	10万円 × (85歳 - 相続開始時の年齢) なお、特別障害者の場合は、「20万円 × (85歳 - 相続開始時の年齢)」となります。
相次相続控除	相続する財産が、相続開始前10年以内に被相続人が相続したもので、相続税が課税されていた場合	被相続人が前の相続で課せられた相続税額(A) × $\frac{\text{今回の相続財産を取得したすべての人の純資産価額の合計額(B)}}{\text{被相続人が前の相続で取得した純資産額} - (A)}$ × $\frac{\text{今回の相続人の純資産価額(B)}}{10} \times \frac{10 - \text{前の相続から今回の相続までの期間}}{10}$

3. 申告・納税

(1) 申告

相続税は、申告納税方式をとっています。相続税を納めなければならない場合や、税額控除等の適用を受けようとする場合には、相続開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の死亡した時の住所地の所轄税務署長に相続税の申告書を提出する必要があります。

(2) 納税

納税は、金銭で一時に納付することが原則です。

しかし、相続税については、遺産を取得したことに対して一時に負担がかかるという特殊性から、延納という制度が設けられており、さらに延納によっても納付できない場合には、物納も認められています。

① 延納

次の要件をすべて満たし、納期限または納付すべき日（延納申請期限）までに、延納申請書に担保提供関係書類を添付して税務署長に提出することにより、延納の許可を受けることができます。また、延納の許可を受けた者は、利子税を併せて納付しなければなりません。

（注）延納期間（原則として5年以内、最長20年）と利子税の割合は、相続財産などの価額の合計額に占める不動産等の価額の割合によって異なります。

- a. 納付すべき相続税額が10万円を超えていること
- b. 納期限または納付すべき日までに金銭で納付することが困難であること
- c. 延納税額に相当する担保を提供すること（延納税額が100万円以下で、かつ、その延納期間が3年以下である場合を除きます）

② 物納

物納が認められるためには、納付すべき相続税額を延納によっても金銭で納付することが困難である事由がなければなりません。

（参考）物納に充てることができる財産の種類

順位	財産の種類
第1順位	国債、地方債、不動産、船舶、上場株式等（注）
第2順位	非上場株式等（注）
第3順位	動産

（注）特別の法律により法人の発行する債券および出資証券を含み、短期社債等を除きます。

第2節 贈与税

1. 贈与税とは

(1) 贈与税の特徴

贈与税は、個人からの贈与（注）によって個人が財産を取得した場合にその取得した財産に課税される税金です。相続により財産を取得した場合には相続税が課税されるため、生前に財産を贈与しておいて相続税の負担を軽減しようとすることも考えられます。

こうしたことによる税負担の不公平をなくすという意味があることから、贈与税は、相続税を補完する税金といわれています。そのため、暦年課税による贈与税率は、相続税率より高い累進税率が採用されています。

（注）贈与とは、ある者が自分の財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方がこれを受諾することによって成立する契約のことをいいます。

（参考）贈与の形式

贈与には、契約と同時に目的物の引渡しが行われる一般の贈与のほかに、受贈者に一定の債務を負担させる「負担付贈与」、定期に一定額を贈与する「定期贈与」、贈与者の死亡により効力が生じる「死因贈与」があります。このうち、死因贈与（贈与者が受贈者に何らかの負担・義務を強いる負担付死因贈与を含みます）（P.35参照）による財産の取得については、相続税が課税されます。

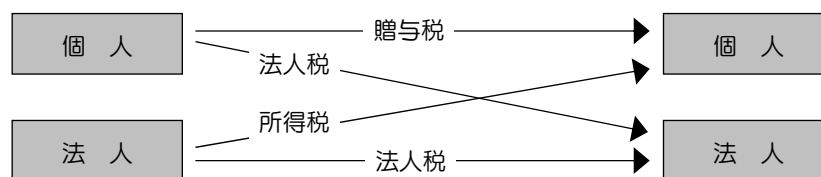
(2) 納税義務者

贈与税の納税義務者は、原則として、個人から贈与によって財産を取得した個人となります。

原則として、取得したすべての財産に課税されますが、受贈者および贈与者の住所や日本国籍の有無等により、国外財産が課税対象外となる場合があります。

なお、法人から個人への贈与は、その個人の一時所得として所得税の対象となり、個人または法人から法人への贈与は、原則として法人税の対象となります。

贈与財産を取得した場合の税金



(3) 課税財産

贈与税は、原則として、贈与によって取得したすべての財産に課税されます。ここでいう「財産」とは、現金、預貯金、土地、家屋のほか、貸付金、営業権など金銭に見積もることのできる経済的価値のあるものをいいます。

また、本来の贈与財産には該当しないものの、実質的に贈与と同様の経済的効果があると認められるものも相続税法上の「みなし贈与財産」として、課税財産となります。

本来の贈与財産とみなし贈与財産の例は、次のとおりです。

本来の贈与財産	・ 現金、預貯金 ・ 不動産、株式（名義変更があり、対価が支払われていない場合）
みなし贈与財産	・ 第三者が保険料を負担した損害保険契約や生命保険契約から死亡に伴う保険金を取得した場合（死亡による損害について自賠責保険契約その他の損害賠償責任に関する保険契約から支払われる損害賠償金を除きます） ・ 時価より著しく低い価額で財産を譲り受けた場合（時価と対価との差額に相当する金額がみなし贈与とされます） ・ 債務免除等により利益を受けた場合 ・ 信託契約により委託者以外の者が適正な対価を負担せずに受益者となった場合

（参考）著しく低い価額で財産を譲り受けた場合

著しく低い価額で財産を譲り受けた場合であっても、譲り受けた者が資力を喪失して債務を弁済することが困難であるため、その弁済に充てるためにその者の扶養義務者から譲り受けたものであるときは、その債務を弁済することが困難である部分については、贈与とみなされないことになっています。債務免除等により利益を受けた場合も同様の扱いです。

(4) 非課税財産

贈与により取得した財産であっても、財産の性質、公益的負担の配慮などの理由から、贈与税の課税の対象とされないものがあります。これを「非課税財産」といい、次のようなものが挙げられます。

種 類	内 容
生活費等	扶養義務者から生活費や教育費に充てるために取得した財産
住宅取得等資金	直系尊属からの住宅取得等資金の贈与のうち、一定の金額（P. 46参照）
香典等	社交上必要と認められる香典、花輪代など
教育資金	直系尊属からの教育資金の贈与のうち、一定の金額（P. 46参照）
結婚子育て資金	直系尊属からの結婚・子育て資金の贈与のうち、一定の金額（P. 46参照）

（参考）連年贈与と定期贈与

連年贈与とは、毎年贈与を行うことをいいます。毎年の贈与金額が110万円以下であれば贈与税は課税されません。

一方、定期贈与とは、毎年一定の金額を贈与することが決まっている贈与のことをいいます。例えば、1,000万円を100万円ずつに分けて毎年贈与するという取り決めをして生前贈与を行った場合は定期贈与となります。この場合は、毎年の贈与金額が110万円以下であっても、定期贈与の取り決めを行った年に「定期金に関する権利」の贈与があったものとして、贈与額の合計額に対して贈与税が課税されます。

2. 税額の計算

(1) 暦年課税

暦年課税による贈与税額は、次のとおり計算します。

$$\text{納付税額} = (\text{課税価格} - \text{基礎控除} - \text{配偶者控除}) \times \text{贈与税率}$$

①
②
③
④

① 課税価格

課税価格は、1月1日から12月31日までの1年間に贈与によって取得した価額の合計となります（非課税財産は除かれます）。

なお、ローンの残った不動産などでローンの残債務を受贈者が贈与者に代わって返済するという「負担付贈与」を受けた場合には、課税財産は贈与を受けた財産の額から負債の額を控除して計算します。

② 基礎控除

基礎控除額は110万円です。

この基礎控除は、贈与税の申告書の提出の有無にかかわらず認められるため、1年間に贈与を受けた財産の課税価格が110万円以下であれば、贈与税は課税されず、申告書を提出する必要もありません。

③ 夫婦の間で居住用不動産を贈与したときの配偶者控除

基礎控除110万円のほか、次の要件のすべてを満たす夫婦間の贈与については、最高2,000万円までの配偶者控除を受けることができます。ただし、この特例が認められるのは、1婚姻につき1回限りです。

- a. 婚姻期間が20年以上あること
- b. 贈与を受けた財産が居住用不動産か、居住用不動産を取得するための金銭であること
- c. 贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産に居住し、その後も引き続きその居住用不動産に居住する見込みがあること

④ 贈与税率

税率は、10%から55%までの8段階の超過累進税率となっています。

(参考) 贈与税の速算表

課税価格	18歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた場合（特例贈与財産）		左記以外の場合（一般贈与財産）	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
400万円以下			20%	25万円
600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

(2) 贈与税の非課税制度

① 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

18歳以上（贈与年の1月1日現在）の者で、合計所得金額が2,000万円以下（新築等をする住宅用の家屋の床面積が40㎡以上50㎡未満の場合は、1,000万円以下）の者が、2026（令和8）年12月31日までに、父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築もしくは取得または増改築等に係る契約を締結した場合、一定の要件を満たすときは、省エネ等住宅（注）については1,000万円、それ以外の住宅については500万円を限度に、贈与税が非課税となります。

（注）省エネ等住宅とは、省エネ等基準（断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上であること、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上もしくは免震建築物であること、高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上であることのいずれかに該当）に適合する住宅用の家屋であることが一定の書類により証明されたものをいいます。ただし2023（令和5）年12月31日以前に建築確認を受けている場合または2024（令和6）年6月30日以前に建築された場合、断熱等性能等級4以上または一次エネルギー消費量等級4以上であれば省エネ等住宅とみなされます。

② 直系尊属から教育資金または結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税制度

「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」または「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」により、直系尊属である父母や祖父母などから子や孫などに対して、教育または結婚・子育てに用途を限定した資金を一括贈与する場合、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

次の表は、上記2つの特例制度を比較したものです。

【教育資金の一括贈与および結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税制度の比較】

	教育資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税制度	結婚・子育て資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税制度
適用期間	2026（令和8）年3月31日までの贈与	2025（令和7）年3月31日までの贈与
非課税 限度額	受贈者1人につき1,500万円 （うち、学校等以外に支払う金銭は500万円）	受贈者1人につき1,000万円 （うち、結婚に関して支払う金銭は300万円）
金融機関 等で行う 手続き	a. 教育資金管理契約を締結 b. 教育資金非課税申告書を金融機関を経 由して税務署へ提出	a. 結婚・子育て資金管理契約を締結 b. 結婚・子育て資金非課税申告書を金融 機関を経由して税務署へ提出
贈与者の 要件	受贈者の直系尊属であること	同左
受贈者の 要件	教育資金管理契約を締結する日において30 歳未満である者。 ただし、前年の合計所得金額が1,000万円を 超える場合は対象外。	結婚・子育て資金管理契約を締結する日 において18歳以上50歳未満である者。 ただし、前年の合計所得金額が1,000万円 を超える場合は対象外。

（注）受贈者が年齢要件を満たさなくなった場合等において、贈与者の非課税抛出资额から支出額を控除した残額に贈与税が課されるときは、一般贈与財産の税率が適用されます。

(3) 相続時精算課税制度

① 概要

相続時精算課税制度は、原則として60歳以上の父母または祖父母から18歳以上の推定相続人である子または孫に対し、基礎控除を上回る大幅な特別控除があることや低い税率が適用されることなどの優遇策を設けて生前贈与をしやすくした制度です（注1）。

ただし、贈与時には優遇されているものの、相続時には生前贈与により取得した財産の価額（基礎控除適用後）を相続または遺贈により取得した財産に加えて相続税額を計算（精算）しなければなりません。その際、既に支払った贈与税額がある場合は、相続税額からその贈与税額を控除できます（注2）。

なお、この制度を利用する受贈者は、最初の贈与（本制度の適用対象）を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、（贈与税がゼロでも）その旨を税務署長に申告する必要があります。

（注1）この制度について本テキストでは、2024（令和6）年1月1日以後に受けた贈与の取扱いについて記載します。

（注2）相続税額から控除しきれない贈与税額については、申告により還付を受けることができます。

② 相続時精算課税制度の贈与税額計算

相続時精算課税制度の適用を受ける贈与財産については、選択をした年以後、他の贈与財産と区分して、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算します。

この場合、贈与税の額は、贈与財産の価額の合計額（基礎控除適用後）から、複数年にわたり利用できる特別控除額（限度額：2,500万円）を控除した後の金額に、一律20%の税率を乗じて算出します。

（参考）相続時精算課税と暦年課税の相違点

相続時精算課税と、これを選択しない一般の暦年課税とを比較すると次のとおりとなります。

区分	相続時精算課税	暦年課税
贈与者・受贈者	贈与者：原則として60歳以上の父母または祖父母 受贈者：原則として18歳以上の子または孫	制限なし。 親族間のみでなく、第三者からの贈与も含みます。
選択	必要（父母ごと、兄弟姉妹ごとを選択） 一度選択すると相続時まで継続適用	不要
課税時期	贈与時（その時点の時価）	贈与時（その時点の時価）
控除	基礎控除：年間110万円 特別控除：2,500万円限度 （限度額まで複数回使用可）	基礎控除：年間110万円
税率	一律20%	課税価格等により10%～55%
相続時	贈与財産を贈与時の時価（基礎控除適用後）で相続財産に合算（注） 相続税額を超えて納付した贈与税は還付	相続開始前7年以内の贈与財産を、贈与時の時価で相続財産に合算（相続開始前3年超7年以内に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません）

（注）贈与を受けた一定の土地または建物が災害によって一定の被害を受けた場合には、相続時に被災価額を控除することができます。

3. 申告・納税

(1) 申告

贈与税は、申告納税方式をとっています。贈与税を納めなければならない場合や、配偶者控除などの適用を受けようとする場合には、贈与を受けた翌年の、原則として2月1日から3月15日までの間に、所轄税務署長に申告書を提出する必要があります。

(2) 納税

納税は、金銭で一時に納付することが原則ですが、次の要件をすべて満たし、納期限または納付すべき日（延納申請期限）までに、延納申請書に担保提供関係書類を添付して所轄税務署長に提出することにより、延納の許可を受けることができます。

- a. 納付すべき贈与税額が10万円を超えていること
- b. 納期限までに、または納付すべき日に金銭で納付することが困難であること
- c. 延納税額に相当する担保を提供すること（延納税額が100万円以下で、かつ、その延納期間が3年以下である場合を除きます）

なお、贈与税には、相続税で認められているような物納制度はありません。

(参考) 事業承継税制

中小企業経営者の高齢化が進む中で、事業承継が円滑に進まない情勢を受け、2018（平成30）年度および2019（平成31）年度の税制改正において、次のとおり事業承継税制の大幅改正・拡充が図られています。

1.（法人向け）非上場株式等についての相続税または贈与税の納税猶予および免除の特例措置の創設

法人版事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「経営承継円滑化法」といいます）の認定を受けている非上場会社の株式等を、贈与または相続等により取得した場合、非上場株式等に係る贈与税・相続税について一定の要件のもと、納税が猶予される制度です。また、後継者が死亡した場合は、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除されます。

平成30年度税制改正では、法人版事業承継税制について、従来の一般措置に加え、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）等がされた10年間の特例措置が策定されました。特例措置と一般措置の主な違いは次のとおりです。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 (2018〈平成30〉年4月1日から2026〈令和8〉年3月31日まで)	不要
適用期限	10年以内の相続または贈与 (2018〈平成30〉年1月1日から2027〈令和9〉年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100%、相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化あり	承継後5年間は平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

（中小企業庁申請マニュアルを基に作成）

2.（個人事業者向け）事業用資産に係る納税猶予制度（個人版事業承継税制）の創設

上記法人向け特例措置の認定申請件数が急増したことを踏まえ、個人事業者向けの同様の制度が1年遅れで創設されました。平成31年度税制改正により創設された個人版事業承継税制は、青色申告（正規の簿記の原則によるものに限ります）に係る事業（不動産貸付業等を除きます）を行っていた事業者の後継者（注1）として経営承継円滑化法の認定を受けた者が、2019（平成31）年1月1日から2028（令和10）年12月31日まで（注2）の贈与または相続等により、特定事業用資産を取得した場合、青色申告に係る事業の継続等一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予される制度です。また、後継者が死亡した場合は、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されます。

（注1）2019（平成31）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。

（注2）先代事業者と生計を一にする親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限ります。

第4章 法人税

法人税について、対象となる所得、税額の計算、申告・納税を中心に学習します。

1. 法人税とは

法人税は、日本国内に本店または主たる事務所を有する株式会社などの所得に対し、その法人の事業年度ごとに課税される国税です。

(注) 法人の所得には、法人税のほか、同じ国税として地方法人税が課税され、地方税として法人住民税および法人事業税が課税されます。

(1) 法人税の特徴

所得税と比べ、納税者の個別的事情に対する配慮や政策的配慮の観点が異なること、税率が比例税率であることなど、シンプルな構造になっているのが特徴です。

(2) 納税義務者

法人が納税義務者であり、法人の種類（区分）と課税関係は次のとおりです。

	区 分	例	課 税 関 係
内 国 法 人 (注1)	公共法人	地方公共団体 等	非課税
	公益法人等	宗教法人、学校法人、一般財団法人(注2)、一般社団法人(注2)、公益財団法人、公益社団法人、社会医療法人 等	収益事業から生じた所得に対してのみ課税
	人格のない社団等	P T A、同業者団体 等	同 上
	協同組合等	農業協同組合、信用金庫 等	所得の全部に対して課税
	普通法人	株式会社、特例有限会社、医療法人(社会医療法人を除く) 等	同 上

(注1) 日本国内に本店または主たる事務所を有する法人(内国法人)だけでなく、内国法人以外の法人(外国法人)も、原則として、日本国内で生じた所得については課税されます。

(注2) 一般財団法人(非営利型以外)および一般社団法人(非営利型以外)は、法人の区分としては「普通法人」に含まれます。

(3) 法人税の対象となる所得

① 法人の所得

法人の各事業年度の所得金額は、次のとおり各事業年度の益金の額から損金の額を差し引いて計算します（注1）。

$$\text{所得金額} = \text{益金の額} - \text{損金の額} \quad (\text{注2})$$

（注1）個人事業者に対する所得税の事業所得と同様の考え方（P.13参照）により計算しますが、所得税の収入を益金、必要経費を損金というように、使用する用語が異なります。

（注2）益金の額とは、商品や製品の売上収入など、企業会計でいう決算利益を計算するうえでの収益に当たる金額のことをいいます。また、損金の額とは、商品や製品の売上原価、従業員の給料など、費用に当たる金額のことをいいます。

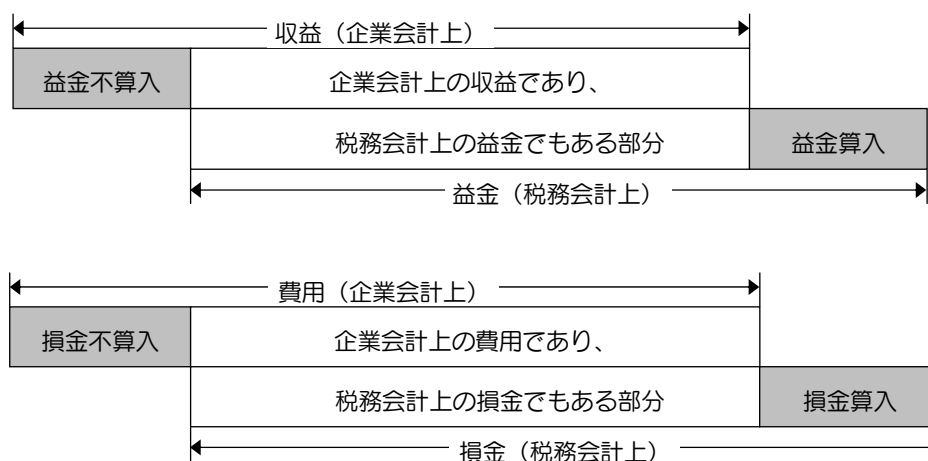
② 所得金額と決算利益との関係

法人税法上の所得金額は、基本的には決算利益と同様ですが、企業会計上の決算利益が、株主や債権者などに営業成績等を報告するためのものであるのに対し、法人税法上の所得金額は、税負担の公平を図る見地から計算されている点でその性格が異なっています。したがって、収益と益金、費用と損金では、その考え方が異なっている場合があります。

企業会計	決 算 利 益 = 収 益 - 費 用
税務会計	課税所得金額 = 益 金 - 損 金

ただし、企業会計と全く別の税法上の損益計算書を作って計算するのは、事務上の手間がかかるため、実際には、企業会計上の決算利益に調整を加えることにより、税法上の所得金額を計算しています。

これを図示すると、次のとおりとなります。



(4) 所得金額

① 益金と損金

法人税の所得の計算における益金と損金の額の範囲は、法人税法上の別段の定めがあるものを除き、次のとおりとなります。

益金の額	a. 商品、製品等の資産の販売による収益の額 b. 固定資産、有価証券等の資産の譲渡による収益の額 c. 請負等の役務の提供による収益の額 d. 無償による資産の譲渡や役務の提供による収益の額 e. 無償による資産の譲受けによる収益の額 f. その他取引による収益の額
損金の額	a. 収益に対応する売上原価、完成工事原価等の原価の額 b. 販売費、一般管理費等の費用（償却費を含みます）の額 c. 災害等による損失の額（資本等取引を除きます）

② 損金の計算

損金の算入にあたり留意すべき主なものは、次のとおりです。

	留 意 事 項
役員給与	役員に対して支給する給与は、次のいずれかに該当するときに限り、損金に算入することができます。 a. 定期同額給与（1か月以下の一定期間ごとに同額で支給する給与） b. 事前確定届出給与（所定の時期に確定額を支給する旨を定めて所轄税務署長へ届け出た給与） c. 業績連動給与（法人税法で定める要件、透明性・適正性を満たす給与）
交際費等	法人の資本金（事業年度終了日）の額等により、損金算入できる交際費等の範囲が異なります。 a. 資本金の額等が100億円超の法人 交際費等は全額損金不算入になります。 b. 資本金の額等が1億円超100億円以下の法人 交際費等のうち、飲食のために支出する費用（役職員間の飲食費は除かれます）の額の50%相当額を損金に算入することができます。 c. 資本金の額等が1億円以下の法人 bで述べた損金算入と、定額控除限度額（800万円に該当事業年度の月数を乗じ、これを12で除して計算した金額）までの交際費等の全額を損金に算入することができる定額控除との選択制になります（注）。 （注）2027（令和9）年3月31日までの特例措置によります。
減価償却	建物、車両など法人が使用する資産について、一定の方式に基づいて計算された額を損金に算入することができます。
引当金	貸倒引当金の額を損金に算入することができます。 なお、引当金を損金に算入できる法人は、規模や業種が限定されています。
貸倒損失	取引の相手方が倒産して売掛金や貸付金を回収できないことによる貸倒損失については、法的に債権が消滅したときなどに損金に算入することができます。
租税公課	法人税、道府県民税（東京都は都民税）および市町村民税などは、損金に算入することができません。

(5) 圧縮記帳

圧縮記帳とは、税務上、本来は課税所得として発生している特定の利益に対し、一定の要件を満たした場合にその課税関係を将来に繰り延べる制度です。

法人税法では、次のようなものにつき圧縮記帳を行うことが認められています。

- ・ 国庫補助金等で取得した固定資産等
- ・ 工事負担金で取得した固定資産等
- ・ 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等
- ・ 保険金等で取得した固定資産等（P. 97参照）
- ・ 交換により取得した資産 など

① 圧縮記帳の趣旨

法人税法では、資本等取引以外の取引に係る収益は、各事業年度の益金に算入しなければなりません。

このため、例えば、災害により法人の固定資産に損害が生じ保険金の支払いを受けた場合、支払われた保険金の額は益金に算入され、結果として法人税が課税されることになります。

このような場合に課税されることにより事業継続に必要な代替資産の取得が困難になることを回避するため、一時的に課税を繰り延べるために設けられた経理処理が圧縮記帳です。

② 圧縮記帳の仕組み

a. 圧縮記帳処理

例えば、国庫補助金等の交付を受けた場合は次のようになります。

- (a) 交付を受けた国庫補助金等の金額は益金になります。
- (b) その交付を受けた金額で交付目的に適合した固定資産を取得した場合に、その固定資産の取得価額を国庫補助金等の額の範囲内で減額して経理処理を行います（圧縮記帳）。
- (c) その圧縮額を損金に算入します。

b. 圧縮記帳の効果

圧縮記帳した場合、圧縮記帳した固定資産の減価償却は、減額後の帳簿価額を基礎として計算されるため、その減額に見合う分だけ将来の減価償却費は少なく計上されます。

減価償却費が少なく計上されるためその分所得が増加し、その段階で課税の取戻しが行われる結果として、課税が繰り延べされることになります。

③ 圧縮限度額

圧縮記帳については圧縮限度額があります（P. 98参照）。

2. 税額の計算

法人税は、所得金額に税率を乗じて算出し、その税額から税額控除額を差し引いて納付税額を算出します。法人税の税率は、所得税のような超過累進税率ではなく、原則として、比例税率になっています。

$$\text{納付税額} = (\text{所得金額} \times \text{税率}) - \text{税額控除 (注)}$$

(注) 税額控除には、「所得税額控除」や「外国税額控除」などがあります。

(参考) 所得税額控除

法人が利子や配当などを受け取る場合も、所得税が源泉徴収されますので、所得税と法人税の二重課税を排除するため、源泉徴収される所得税および復興特別所得税の額を法人税の額から控除することができます。

(参考) 普通法人における法人税の税率

区 分				適用関係(開始事業年度)
				2022(令和4)年 4月1日以後
普通法人	資本金1億円以下の法人など(注1)	年800万円以下	下記以外の法人	15%(注2)
		の部分	適用除外事業者	19%(注3)
		年800万円超の部分		23.20%
	上記以外の普通法人			23.20%

(注1) 対象となる法人は以下のとおりです。

(1) 各事業年度終了の時ににおいて資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下であるものまたは資本もしくは出資を有しないもの(特定の医療法人を除きます)。ただし、各事業年度終了の時ににおいて次の法人に該当するものについては、除かれます。

①相互会社および外国相互会社

②大法人(次に掲げる法人をいいます。以下同じです)との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人

a. 資本金の額または出資金の額が5億円以上の法人

b. 相互会社および外国相互会社

c. 受託法人

③100%グループ内の複数の大法人に発行済株式または出資の全部を直接または間接に保有されている法人(②に掲げる法人を除きます)

④投資法人

⑤特定目的会社

⑥受託法人

(2) 非営利型法人以外の、一般社団法人および一般財団法人

(注2) 軽減税率の特例(15%)は適用期間を2年間延長し、2025(令和7)年3月31日までに開始する事業年度について適用されます。

(注3) 2019(平成31)年4月1日以後に開始する事業年度において適用除外事業者(その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人等をいいます。2022(令和4)年4月1日以後に開始する事業年度においては、通算制度における適用除外事業者を含みます)に該当する法人の年800万円以下の部分については、19%の税率が適用されます。

(参考) 防衛力強化に係る財源確保のための法人税における措置

防衛力強化に係る財源確保を目的として、法人税額に対して税率4%~4.5%の新たな付加税が課されるほか、中小法人に配慮する観点から課税標準となる法人税額に500万円控除が適用される予定です。

3. 申告・納税

(1) 申告

法人税には、申告納税制度が採用されています。

① 確定申告と中間申告

a. 確定申告

法人は、事業年度の決算が終わると、その事業年度の所得金額および法人税額等を確定申告書に記載し、貸借対照表、損益計算書などを添付したうえで、原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署長に提出しなければなりません。

(注) 法人税の申告期限について、事業年度終了後から最大6か月後まで延長できます。これは企業と投資家の対話の充実を図るため、株主総会の開催日を柔軟に設定できるようにすることを目的としています。

b. 中間申告

前期の法人税額が20万円を超える法人は、中間申告を行う必要があります。この場合、事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内に中間申告を行い、前期の法人税額を6か月分に換算した額（または仮決算による申告税額）を納付しなければなりません。

② 青色申告制度

法人税にも、所得税と同様に、青色申告制度があり、9割以上の法人が青色申告法人となっています。青色申告を行うためには、一定の帳簿を備え付けて取引を記録し、税務署長の承認を受けることが必要となります。

(注) 個人事業主と異なり、欠損金がある場合には、10年間にわたり、所得金額の一定割合を繰越控除することが認められています。

また、所定の減価償却費については、通常の減価償却とは別枠で損金算入することなどが認められています（所得税のような青色申告特別控除はありません）。

(2) 納税

税金は、申告期限内に納付しなければなりません。確定申告では、中間申告により納付した法人税を差し引き、納付することになります。

なお、中間納付した税額が法人税額から控除しきれない場合には、確定申告書を提出することにより、既に納めた税額からその分の還付を受けます。

(注) 原則として、延納は認められません。

ただし、災害等一定の理由がある場合には、申告期限および納付期限が延長されることがあります。

第5章 その他の租税

各種取引に関する税金、および所得に課せられる地方税の概要を学習します。

第1節 各種取引に関する税金

1. 住宅の取得・保有に関する税金

ここでは、住宅の取得・保有に関する主な税金として、住宅の取得時に課税される不動産取得税と、住宅を所有することにより課税される固定資産税について取り上げます。

(注) 住宅の取得・保有に関する税金には、このほか消費税 (P. 64参照)、印紙税 (P. 68参照)、登録免許税 (不動産を登記する際にかかる税金) などがあります。

(1) 不動産取得税

不動産取得税は、土地や家屋を購入したり、家屋を建築するなどして不動産を取得したりしたときに、登記の有無にかかわらず課税される税金で、その不動産の所在する都道府県に納税する地方税 (直接税) です (注1)。

ただし、相続により取得した場合など、一定の場合には課税されません。

不動産取得税は、市町村が毎年課税する固定資産税 (P. 58参照) と異なり、不動産を取得した時のみにかかる流通税 (P. 5参照) の一種です。

また、不動産取得税の対象となる物件のうち、特に居住用の住宅やその敷地に対する不動産取得税には、いくつかの軽減措置があり、比較的築年数の浅い標準的な住宅や一般的な敷地に対しては、実質的に課税されないケース (注2) もあります。

(注1) 不動産取得税に関する規定は、都道府県によって異なる場合があります。

(注2) 例えば、居住用の新築住宅建物 (床面積が50㎡以上240㎡以下) を取得した場合、1戸につき1,200万円が控除される (P. 57参照) ため、課税標準額が1,200万円以下であれば不動産取得税は課税されません。

① 納税義務者

納税義務者は、有償・無償の別、登記の有無にかかわらず、土地や家屋を購入したり、家屋を建築したりするなどして取得した者で、個人か法人かを問いません。

(注) 無償で取得した場合でも課税対象となります。

ただし、相続の場合や一定の要件を満たす法人の合併、共有物分割などの場合は非課税となります。

② 税額の計算

基本的な税額の計算方法は、次のとおりです。

$$\text{不動産取得税} = \text{取得した不動産の価格（課税標準額）（注1）} \times \text{税率（3％）（注2）}$$

（注1）2027（令和9）年3月31日までに宅地等（宅地および宅地評価された土地）を取得した場合は、「取得した不動産の価格×1/2」を課税標準額とします。

（注2）2027（令和9）年3月31日までに土地および家屋（住宅）を取得する場合の税率です。
なお、非住宅家屋の税率は4%となります。

③ 課税標準額の決定

市町村役場（東京都23区の場合は都税事務所）の固定資産課税台帳に登録された「固定資産税評価額」を課税標準額とします。

（注）新築家屋など、当該不動産が固定資産課税台帳に登録される前である場合には、総務大臣が定める「固定資産評価基準」（P. 59参照）に基づいて算出した価格を課税標準額とします。

④ 課税標準の特例による軽減措置

住宅を取得した場合は住宅の価格（注1）から、敷地を取得した場合は土地の税額から、それぞれ一定金額が軽減されます。

なお、軽減措置を適用する場合は、取得した不動産を管轄する都道府県税事務所などに対して、一定期間内に所定の申告が必要です（注2）。

（注1）住宅の価格とは、実際の購入代金や建築工事費ではなく、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づいて評価し、決定された価格（評価額）をいいます。

（注2）申告に関する規定は都道府県によって異なります。

a. 住宅の取得

【新築住宅の場合】

次の場合には、1戸につき1,200万円が住宅の価格から控除されます。

(a) 個人が自己の居住用に取得した住宅（注1）で、床面積が50㎡以上240㎡以下（注2）である場合

(b) 個人または法人が賃貸用に取得した住宅で、床面積が40㎡（一戸建の住宅の場合は50㎡）以上240㎡以下（注2）である場合

（注1）いわゆるセカンドハウス（毎月1日以上など定期的に居住の用に供するもの）は含まれ、別荘（保養目的で利用するもの）は含まれません。

（注2）マンションなどの区分所有建物の場合は、共用部分の面積を共有持分で按分し、それに専有面積を加えた合計面積で判定されます。

【中古住宅の場合】

中古住宅は、個人が自己の居住用に取得し、床面積が50㎡以上240㎡以下のものに限られ、次のいずれかに該当する場合、新築年度に応じ、1戸につき所定の額（注）が控除されます。

(a) 1982（昭和57）年1月1日以後に新築された住宅

(b) 1981（昭和56）年12月31日以前に新築された住宅で、新耐震基準に適合していることの証明がなされたもの（耐震基準適合証明書など）

（注）控除額は都道府県によって異なります（東京都では、100万円、150万円、230万円、350万円、420万円、450万円、1,000万円、1,200万円の8段階）。

b. 敷地の取得

【新築住宅の場合】

住宅が前記aの【新築住宅の場合】の要件を満たし、かつ、敷地の取得が次の要件に該当する場合、アまたはイのうち、いずれか多いほうの額が土地の税額から控除されます。

- (a) 土地取得先行の場合、土地を取得してから3年以内に建物を新築すること
- (b) 建物建築先行の場合、新築の1年以内にその土地を取得すること

ア. 45,000円（税額が45,000円未満の場合にはその額）

イ. $(ア) \times (イ) \times 3\%$ （注）

（ア）：土地の1㎡当たりの価格

（イ）：住宅の床面積の2倍（1戸当たり200㎡が限度）× 住宅の取得持分

（注）2027（令和9）年3月31日までに宅地等（宅地および宅地評価された土地）を取得した場合は、価格を2分の1にした後の額から1㎡当たりの価格を計算します。

【中古住宅の場合】

住宅が前記aの【中古住宅の場合】の要件を満たし、かつ、敷地の取得が次の要件に該当する場合、上記【新築住宅の場合】と同様の控除が適用されます。

- (a) 土地の取得後1年以内に住宅を取得すること（土地取得先行の場合）、または住宅の取得後1年以内にその土地を取得すること（当初は借地であったような場合）
- (b) 住宅取得者と土地取得者が同一であること

⑤ 免税措置

取得した不動産の課税標準額（住宅の場合は課税標準の特例適用後の額）が次の額に満たない場合には、不動産取得税が課税されません。

- a. 土地：10万円
- b. 建物（新築・増改築）：1戸につき23万円
- c. 建物（売買、贈与、交換など）：1戸につき12万円

⑥ 納税

不動産取得後約6か月～1年半の間に、各都道府県税事務所などから届く納税通知書に従って、指定された納期限までに納税します。

（2）固定資産税

固定資産税は、賦課期日（課税の基準となる日で、固定資産税においては毎年1月1日）現在の土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）の所有者が、その評価額に基づいて算出された税額を、固定資産が所在する市町村（東京都23区の場合は東京都。以下同様）に納税する地方税（直接税）です。

ここでは、固定資産のうち、土地と家屋に対する固定資産税について取り上げます。

（注）固定資産税と同じく固定資産の価格をもとにした税金に「都市計画税」があります。こちらは、都市計画法による都市計画区域のうち、原則として、市街化区域内に所在する土地および家屋の所有者が納税する税金で、制限税率は0.3%です。

① 納税義務者

納税義務者は、賦課期日に固定資産を所有し、土地や家屋の登記簿等に所有者として登記（登録）されている者です。

（注）所有者として登記（登録）されている者が賦課期日前に死亡している場合等は、賦課期日現在で、その土地または家屋を現に所有している者が納税義務者となります。

② 税額の計算

基本的な税額の計算方法は、次のとおりです。

$$\text{固定資産税} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)} \text{ (注)}$$

(注) この税率は標準税率です。都道府県および市町村が個別に税率を設定することが可能ですが、ほとんどの自治体が標準税率で算出しています。

③ 課税標準額の決定

課税標準額は、原則として、固定資産課税台帳に登録された額とします。

なお、固定資産の額は、原則として、3年に1度評価替えを行います（評価替えの年を「基準年度」といいます）。この場合、固定資産評価基準は総務大臣が定め、市町村長がこの固定資産評価基準に従って、課税標準となる固定資産課税台帳に登録される価格を決定します。

(注) 価格に不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

④ 住宅用地の課税標準の特例

住宅用地（注）で、次の要件に該当する場合は課税標準が軽減されます。

(注) 住宅用地とは、専用住宅の土地または併用住宅（建物の1/4以上が居住の用に供されているもの）の土地をいいます。

小規模住宅用地（200㎡以下の部分）	課税標準×1/6
一般住宅用地（200㎡超で、住宅の床面積の10倍までの部分）	課税標準×1/3

⑤ 納税

各市町村から届く納税通知書に従って、一括納付または年4回の指定月（4月、7月、11月、2月など）に分納します。

（参考）マンション長寿命化促進税制の創設

令和5年度税制改正に「マンション長寿命化促進税制」の創設が盛り込まれ、2023（令和5）年4月1日から2年間の特例措置として実施されています。

この制度は、一定の要件を満たすマンションにおいて長寿命化のための大規模修繕工事（長寿命化工事）が行われた場合に、その翌年度の固定資産税額（1戸当たり100㎡相当分まで）を減額するというもので、減額割合は、6分の1以上2分の1以下（参酌基準：3分の1）で市町村の条例で定めるとしています。減額を受けようとする対象マンションの区分所有者は、行われた大規模修繕工事が長寿命化工事であること等について所定の証明書等を添付して、工事後3か月以内に市町村に申告しなければなりません。

（参考）所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

近年、所有者不明の土地等が人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下や地方から都市等への人口移動を背景とした土地の所有意識の希薄化等により、全国的に増加しており、固定資産税の課税においても所有者情報の円滑な把握が課題になっています。そこで2020（令和2）年度の税制改正で次の2制度が導入されました。

① 現に所有している者の申告の制度化

登記されている所有者が死亡した場合、市町村長は、現に所有している者（通常は相続人）に、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができます。

② 使用者を所有者とみなす制度の拡大

市町村は、一定の調査を尽くしても固定資産の所有者が一人も明らかにならない場合、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができます。

2. 自動車の取得・保有に関する税金

2019（令和元）年10月1日の消費税率の引上げに伴って、従来の自動車取得税は2019（令和元）年9月30日をもって廃止され、それ以降の自動車の取得・保有に関する主な税金は、従来の自動車取得税に代わる自動車税環境性能割、従来の自動車税を呼称変更した自動車税種別割、および自動車重量税となりました。

（注）自動車の取得・保有に関する税金には、このほか消費税（P.64参照）、軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割などがあります。

（1）自動車税環境性能割

自動車税環境性能割は、従来の自動車取得税の廃止に伴って創設され、売買などにより自動車（軽自動車、二輪自動車および特殊自動車を除きます。以下、本項において同様とします）を取得した者に対して課税される税金で、その自動車の主たる定置場が所在する都道府県に納税する地方税（直接税）です。

（注1）自動車税環境性能割に関する規定は、都道府県によって異なる場合があります。

（注2）軽自動車については、軽自動車税環境性能割として市町村が税を課しますが、当分の間、市町村に代わり都道府県が賦課徴収等を行うこととしています。

① 納税義務者

納税義務者は、自動車の取得が行われた際に、その自動車の主たる定置場の所在地においてその自動車を取得した者です。

（注1）無償で自動車を譲り受けた場合や、親族等の関係者から購入した場合も課税対象となります。

ただし、相続の場合や一定の要件を満たす法人の合併、共有物分割などの場合は非課税となります。

（注2）所有権留保条項付売買契約により自動車を購入した場合で、所有権が売主にあるときは、買主である使用者が納税義務者となります。

② 税額の計算

税額の計算式は次のとおりです。

$$\text{自動車税環境性能割} = \text{自動車の取得価額（課税標準）} \times \text{税率}$$

③ 自動車の取得価額

上記計算式における自動車の取得価額（注1）は、実際に自動車を購入する際の金額ではなく、車種、グレード、仕様ごとに定められた基準額（注2）に新車時からの経過年数に応じた残価率を乗じた金額となります。

（注1）取得価額とは、自動車を取得するための対価として支払うべき金額をいい、自動車と一体となっている付加物（カーナビやカーステレオなど）の価額も含まれます。

（注2）基準額とは、一般財団法人 地方財務協会が発行している「自動車取得税の課税標準額及び税額一覧表」に記載されている金額をいいます。この金額は、自動車の型式などから車種やグレードを判断し、その自動車の新車価格からおおよそその値引き額を差し引いた金額で、概ね新車価格の90%とされています。

④ 税率

自家用乗用車を例にとると、次のように環境性能に応じた税率が定められています。

対象車	税率
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、2030（令和12）年度燃費基準85%以上（2025〈令和7〉年4月1日以降は95%以上）達成車（2020〈令和2〉年度燃費基準達成車に限ります）	非課税
2030（令和12）年度燃費基準80%以上（2025〈令和7〉年4月1日以降は85%以上）達成車（2020〈令和2〉年度燃費基準達成車に限ります）	1%
2030（令和12）年度燃費基準70%以上（2025〈令和7〉年4月1日以降は75%以上）達成車（2020〈令和2〉年度燃費基準達成車に限ります）	2%
上記以外の自動車	3%

⑤ 免税措置

自動車の取得価額が50万円以下の場合は、自動車税環境性能割が課税されません。

⑥ 納税

自動車を新規登録または移転登録する際に、自動車の取得者である納税義務者が、取得価額を課税標準として税額を計算し、都道府県に申告納付します。

(2) 自動車税種別割

自動車税種別割は、登録された自動車（軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を除きます）の自動車検査証（以下「車検証」といいます）上の所有者に対して課税される税金で、その自動車の主たる定置場の所在する都道府県に納税する地方税（直接税）です。自動車税環境性能割の創設に伴って従来の自動車税が呼称変更されました。

（注）自動車税種別割は、都道府県が課税する道府県税であり、自動車税種別割に関する規定は、都道府県によって異なる場合があります。

一方、軽自動車に課せられる軽自動車税種別割は、市町村が課税する市町村税で、総じて、自動車税種別割に比較して安価に設定されています。

① 納税義務者

納税義務者は、賦課期日（毎年4月1日）時点での自動車の車検証上の所有者です。

なお、4月1日以降に新車を購入した場合は、購入時点での所有者が納税義務者となります。

（注）所有権留保条項付売買契約により自動車を購入した場合で、所有権が売主にあるときは、買主である使用者が納税義務者となります。

② 納税額

納税額は、自動車の種類、用途、排気量などにより年税額が決められています（注）。

（注）例えば、自家用乗用車の場合、総排気量1リットル以下は25,000円で、1リットル超からは0.5リットル刻みで税額が上がり、6リットル超の110,000円まで設定されています。ちなみに、自家用軽乗用車に対する軽自動車税種別割は一律10,800円に設定されています。

第1編 税金の基礎知識

③ 減免・特例措置

都道府県によって、一定の要件を満たす身体障害者等が取得する自動車に対する減免や、低公害車（電気自動車、天然ガス自動車およびプラグインハイブリッド自動車など）に対する2026（令和8）年3月31日までの特例措置（グリーン化特例）が設けられています。

また、新車登録から一定期間を経過している自動車に対しては、高い税額を設定しています（注）。

（注）新車登録から11年を経過しているディーゼル車、および新車登録から13年を経過しているガソリン車・LPG車に対して、概ね15%増の税額を設定しています。

④ 賦課期日

賦課期日は4月1日であり、4月1日以降に新車を購入し、新規登録を行った場合は、その購入月の翌月から月割で課税されます。

（注）自動車を4月1日以降に抹消登録（廃車）した場合は、既に納付した年税額から、4月から抹消登録の月までの月数に応じた額を差し引いた額が還付されます。

⑤ 納期

都道府県の自動車税事務所から毎年5月に送付される納税通知書兼領収証に従い、原則として、5月末日まで（注）に、金融機関等窓口またはコンビニエンスストア（納期内または納期指定日時までに限ります）で納税します。

（注）一部の都道府県で納期を6月末日としている場合があります。

（3）自動車重量税

自動車重量税は、自動車（軽自動車を含みます）の新車新規登録時および継続検査（車検）時に、自動車の区分や重量に応じて課税される国税です。

なお、税収の一定割合が、自動車重量譲与税として都道府県および市町村に譲与されます。

① 納税義務者

納税義務者は、車検証の交付等を受ける者および車両番号の指定を受ける者です。

② 納税額

納税額は、自動車の区分、用途および重量（注）により、車検証の有効期間（3年、2年、1年）ごとに決められています。

また、新車登録から13年以上経過すると税額が上がり、18年以上経過するとさらに税額が上がる仕組みとなっています。

（注）軽自動車の場合は、車両の重量にかかわらず定額です。

③ 減免措置

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は、2026（令和8）年4月30日までの新規車検の際に納付すべき自動車重量税が次のように減免されます（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）。

減免の適用を受けた自動車のうち、条件に合致するものは、環境に影響を及ぼすような一定の改造が行われている場合を除き、初回継続車検時の自動車重量税も免除されます。

対象車	措置
電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、2030（令和12）年度燃費基準90%以上（2025〈令和7〉年5月1日以降は100%以上）達成車（2020〈令和2〉年度燃費基準達成車に限ります）	免除
2030（令和12）年度燃費基準80%以上（2025〈令和7〉年5月1日以降は90%以上）達成車（2020〈令和2〉年度燃費基準達成車に限ります）	50% 軽減
2030（令和12）年度燃費基準70%以上（2025〈令和7〉年5月1日以降は80%以上）達成車（2020〈令和2〉年度燃費基準達成車に限ります）	25% 軽減

④ 納付

車検証の交付等または車両番号の指定を受ける時まで、原則として、納付すべき税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼付して納付します。

⑤ 使用済自動車に係る還付

使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づいて適正に解体されたもので、車検残存期間が1か月以上の場合は、申請により残存期間に相当する金額が還付されます。

3. 消費税と印紙税

(1) 消費税

消費税は、物品やサービスの消費に広く公平に負担を求めるという観点から、原則として、ほとんどすべての取引に課税される間接税です。

この消費税は、事業者負担を求めるのではなく、税金分は事業者の販売する商品やサービスの価格に上乗せされ、次々と転嫁されて、最終的には商品やサービスを購入する消費者が負担することになります。

① 納税義務者（課税事業者）

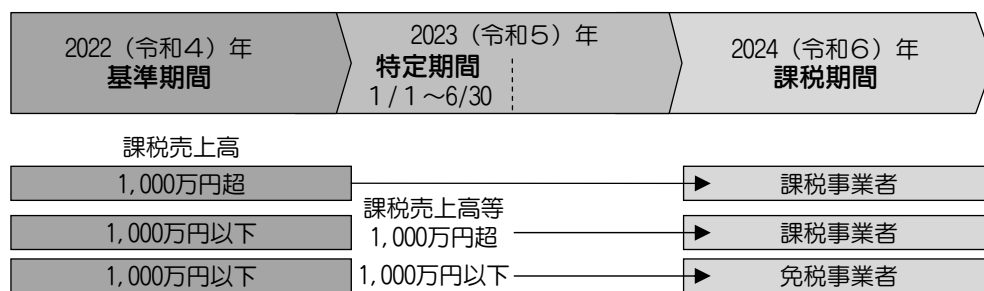
納税義務者は、課税対象となる国内取引を行う事業者（個人事業者および法人）および保税地域から課税貨物を引き取る者（個人を含みます）となります。

ただし、国内取引については、課税期間の基準期間（注1）における課税売上高が1,000万円以下である事業者（注2）については、納税義務が免除されます（免税事業者）。

（注1）個人事業者の場合、課税期間は暦年で基準期間はその年の前々年、法人の場合、課税期間は事業年度で基準期間はその事業年度の前々事業年度となります。

（注2）基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間（前年の上半期など）の課税売上高が1,000万円を超える場合、または給与等の合計額が1,000万円を超える場合は、課税事業者となります。

（参考）基準期間と課税期間の例（個人事業者の場合）



（国税庁ホームページを基に作成）

新たに事業を始めた場合には、その時点では基準期間の売上げがないため、原則として、免税事業者になります。

ただし、基準期間のない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金等の額が1,000万円以上である法人については、免税事業者になりません。

また、その事業年度の開始の日における資本金等の額が1,000万円未満の法人であっても、特定新規設立法人（親会社の課税売上高が5億円超など）については、免税事業者になりません。

② 課税対象

a. 国内取引

国内取引において、次の(a)～(c)のすべての要件を満たす取引が課税対象となります。

- (a) 事業者が事業として行うものであること
- (b) 対価を得て行うものであること
- (c) 資産の譲渡などであること

したがって、代理店委託契約に係る代理店手数料も課税対象となります。

b. 輸入取引

輸入取引においても、保税地域から課税貨物を引き取る際に課税対象となります。

また、消費者たる個人が輸入する場合であっても課税対象となります。

③ 不課税取引

消費税の課税の対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等と輸入取引であり、これに当たらない取引には消費税はかかりません。これを一般的に不課税取引といいます。

例えば、国外取引、対価を得て行うことに当たらない寄附や単なる贈与、出資に対する配当などがこれに当たります。

④ 非課税取引

国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等であっても、消費税の性格から課税対象とすることが馴染まないものや、社会政策上の配慮がなされている一部の取引は、非課税取引として課税されません。

国内取引については、次のようなものが非課税取引となります。

	主 な も の
消費税の性格から課税対象とすることに馴染まないもの	・ 利子、保険料、保証料 等 ・ 土地、借地権などの譲渡および貸付け ・ 有価証券（国債、社債、株式など）、支払手段（銀行券、小切手、約束手形、郵便為替、政府紙幣および硬貨など）などの譲渡 ・ 郵便切手、印紙などの譲渡
社会政策上の配慮によるもの	・ 医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律、障害者総合支援法等に基づく医療費や療養費および介護保険サービスの提供 ・ 住宅の貸付け ・ 助産の費用（医師、助産師などによる助産に関するサービスの提供） ・ 埋葬料、火葬料 ・ 身体障害者用物品の譲渡・貸付け等 ・ 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校など学校教育法に定める学校の入学金・授業料などの納付金

（注1）輸入取引については、上記とは別に、非課税取引が定められています。

（注2）輸出入取引などは、消費税を免除する取引（免税取引）として消費税は免除されます。

⑤ 税額の計算

消費税は、生産、流通の各段階ごとに課税されますが、重複して税が課されないよう、仕入れ等に係る消費税額を控除する仕組みがとられています。

a. 計算方法

納付税額は、原則として課税期間中の課税標準額（注）に対する消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して計算します。

$$\text{消費税の納付税額} = \text{課税標準額に対する消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}$$

（注）課税標準額とは、課税売上高の千円未満を切り捨てた金額をいいます。

第1編 税金の基礎知識

b. 標準税率

2019（令和元）年10月1日から、消費税率が10%に引き上げられました。税率10%の内訳は、消費税（国税）が7.8%、地方消費税（地方税）が2.2%です。

なお、同時に軽減税率制度（後記）が導入されたため、軽減税率以外の税率（現在の10%）を標準税率と呼んでいます。

c. 軽減税率制度

消費税率10%への引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施されています。軽減税率制度とは、特定の商品の消費税率を引上げ前の消費税率（8%）に据え置く制度をいい、消費税増税時における低所得者層への経済的な配慮を目的としています。

軽減税率8%の対象品目は、次の飲食料品および新聞です。

飲食料品	軽減税率の対象となる飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（注1）（酒類を除きます）をいい、一定の要件を満たす一体資産（注2）を含みます。 なお、外食やケータリング等（注3）は、軽減税率の対象とはなりません。テイクアウトや飲食料品の出前・宅配等は、軽減税率の対象となります。
新聞	軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

（注1）食品表示法に規定する食品とは、すべての飲食物をいい、人の飲用または食用に供されるものをいいます。

また、食品には、医薬品、医薬部外品および再生医療等製品が含まれず、食品衛生法に規定する添加物が含まれます。

（注2）一体資産とは、例えば、おもちゃ付きのお菓子のよう、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。一体資産のうち、税抜価格が1万円以下で、食品の価額の占める割合が3分の2以上の場合に、その全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります）。

（注3）外食とは、飲食店業等、食事の提供を行う事業者がテーブルや椅子などの飲食に用いられる設備（飲食設備）がある場所で飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。

また、ケータリング等とは、顧客側が指定した場所において事業者が役務を伴う食料品等の提供を行うことをいいます（出張パーティーなど）。

d. 簡易課税制度

基準期間における課税売上高が5,000万円以下である中小事業者が、簡易課税制度の適用を受ける旨を税務署長に届け出た場合には、下表の「みなし仕入れ率」を使用して、消費税の納付税額を次の算式で計算することができます。

（注）簡易課税制度を選択した場合、2年間の継続適用が義務付けられているため、注意が必要です。

$$\text{消費税の納付税額} = \frac{\text{課税売上げに係る}}{\text{消費税額}} - \left[\frac{\text{課税売上げに係る}}{\text{消費税額}} \times \text{みなし仕入れ率} \right]$$

区 分	事 業 内 容	みなし仕入れ率
第一種事業	卸売業	90%
第二種事業	小売業 等	80%
第三種事業	農林・漁業、建設業、製造業 等	70%
第四種事業	飲食店業 等	60%
第五種事業	運輸通信業、サービス業、金融・保険業	50%
第六種事業	不動産業	40%

⑥ 納税

a. 国内取引

納税義務者が法人の場合は課税期間の末日の翌日から原則2か月以内に、個人事業者の場合はその年の翌年3月31日までに確定申告書を提出し、消費税額を納付しなければなりません。

また、直前の課税期間の年税額に応じて中間申告（注）を行う必要があります。

（注）中間申告を行う回数は、直前の課税期間の年税額によって異なります。直前の課税期間の年税額（地方消費税額を除きます。以下同じ）が48万円超400万円以下の事業者は、原則として、年税額の2分の1を中間申告に合わせて納付する必要があります。また、400万円超4,800万円以下の事業者は、中間申告を年3回行い、それぞれ年税額の4分の1を納付する必要があります。4,800万円超の事業者は、申告納付を毎月行い、それぞれ年税額の12分の1を納付する必要があります。

なお、中間申告義務のない直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者も、自主的に中間申告を行うことが可能です。

b. 輸入取引

課税貨物を保税地域から引き取る者は、税関に申告して、関税とともに消費税を納付しなければなりません。

⑦ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、消費税における複数税率に対応した仕入税額控除の金額を正しく計算するための制度で、2023（令和5）年10月1日から開始されました。

適格請求書（インボイス）とは、売り手が買い手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるためのものをいい、具体的には、「適格請求書発行事業者の登録番号」「適用税率」「税率ごとに区分した消費税額等」などの所定の事項が記載された請求書、納品書、領収証、レシート等が該当します。

適格請求書（インボイス）を交付できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには登録が必要です。（注1）（注2）

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の下で仕入税額控除を適用するためには、原則として、売り手である取引相手（適格請求書発行事業者）から交付を受けた適格請求書（インボイス）を保存することが要件となります。また、適格請求書発行事業者は、原則取引相手（課税事業者に限ります）から求められたときは、適格請求書（インボイス）を交付のうえ、その写しを保存することが義務付けられます。（注3）

（注1）適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。

（注2）免税事業者（基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者で、消費税の納付義務が免除される者）が適格請求書発行事業者の登録を行った場合、課税事業者として消費税の申告・納付義務が生じます。

（注3）適格請求書等保存方式（インボイス制度）の開始後6年間は、適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れであっても、仕入税額相当額の一定割合を課税仕入れに係る消費税額とみなす経過措置が設けられています。

(2) 印紙税

印紙税は、経済社会における流通取引に付随して作成される一定の文書（課税文書）に課税される流通税です。

① 納税義務

a. 納税義務の発生

印紙税の納税義務は、課税文書を作成した時に発生します。

b. 納税義務者

印紙税の納税義務者は、課税文書の作成者となります。

売買契約書のように、2人以上の者が共同して作成した課税文書の場合は、共同して作成した者が連帯して印紙税を納付する義務があります。

② 課税対象と税額

a. 課税対象

印紙税の課税の対象となる文書は、「印紙税法別表第一の課税物件表」に記載されている文書に限定されています。この課税物件表には、文書の種類ごとに「印紙税額」「主な非課税文書」が記載されています（国や地方公共団体などが作成する文書は非課税となっています）。

b. 税額

税額は「印紙税法別表第一の課税物件表」に記載されており、次の2区分となっています。

(a) 課税文書の記載金額に応じて、段階別定額となっているもの

(b) 課税文書1通または1冊について定額としているもの

課税物件表に記載された文書の種類と印紙税の例を記載します。

文書の種類	印紙税額	
不動産譲渡契約書 等	契約金額 1 万円以上10万円以下	200円
	契約金額10万円超50万円以下	400円（注1）
	（中間省略）	
	契約金額50億円超	60万円（注1）
売上代金に係る金銭 または 有価証券の受取書（注2）	受取金額5万円未満	非課税
	受取金額5万円以上100万円以下	200円
	（中間省略）	
	受取金額10億円超	20万円
定款	1 通につき4万円	
預貯金証書	1 通につき200円	
保険証券	1 通につき200円	

（注1）2027（令和9）年3月31日までに作成される「不動産譲渡契約書」については、印紙税の税額の軽減措置があり、例えば契約金額10万円超50万円以下の場合は200円、契約金額50億円超の場合は48万円となります。

（注2）売上代金に係る金銭または有価証券の受取書とは、商品を販売して代金を受け取った際に発行する領収書、不動産賃貸料の受取書、請負代金の受取書などをいいます。

なお、借入金、保険金、損害賠償金、補償金および返還金の受取書などの印紙税の取扱いについては別途定められています。

③ 納税

印紙税の納付は、一般的には、課税文書を作成した時に、その文書に印紙税額に相当する収入印紙を貼付し、文書の作成者等が印章または署名で消印することにより行います。

なお、保険証券のように、同じ様式の課税文書で毎月継続して作成されるものなどについては、税務署長の承認を受け、一定の表示をして、課税文書の発行後に一括して印紙税を申告納付することができます。

第2節 所得に課せられる地方税

1. 個人住民税

(1) 住民税の特徴

道府県民税（東京都は都民税）と市町村民税（東京特別区は特別区民税）を総称して、住民税といいます。住民税は、均等割、所得割、利子割、配当割、株式等譲渡所得割から構成されています。このうち所得割は前年分の所得に応じて決定されます。税額計算の流れは所得税と同じですが、所得控除額が所得税に比べて低くなっているものが多いのが特徴です。

住民税のうち個人に対して課税するものを個人住民税といいます。ここでは、個人住民税について取り上げます（法人に対して課税する法人住民税についてはP. 73参照）。

(2) 納税義務者と課税方法

個人住民税の納税義務者は、都道府県や市区町村に住む個人ですが、課税方法は、次のように納税義務者によって異なります。

納税義務者	課税方法
・ 都道府県内に住所のある個人（道府県民税） ・ 市区町村内に住所のある個人（市町村民税）	均等割と所得割の合計
・ 都道府県内に事務所、事業所または家屋敷のある個人で、その事務所、事業所または家屋敷のある市区町村内に住所のない者（道府県民税） ・ 市区町村内に事務所、事業所または家屋敷のある個人で、その市区町村内に住所のない者（市町村民税）	均等割
利子等の支払い、またはその取扱いをする者の営業所等で都道府県内に所在するものを通じて利子等の支払いを受ける者（道府県民税）	利子割
一定の上場株式等の配当等の支払いを受ける個人で、都道府県内に住所を有する者（道府県民税）	配当割
一定の特定口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払いを受ける個人で、都道府県内に住所を有する者（道府県民税）	株式等譲渡所得割

（注）障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で合計所得金額が135万円以下の者や、生活保護法の規定により生活保護を受けている者などは非課税となります。

(3) 税額の計算

個人住民税は、所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」、預貯金の利子等に課税される「利子割」、一定の上場株式等の配当等に課税される「配当割」、源泉徴収口座内の株式等の譲渡に課税される「株式等譲渡所得割」からなっています。

① 均等割

道府県民税（東京都は都民税）および市町村民税（東京特別区は特別区民税）の2024（令和6）年度以降の均等割額（標準税率（注1））は、次のとおりです。

区 分	税 額
道府県民税（東京都は都民税）	年額1,000円（注2）
市町村民税（東京特別区は特別区民税）	年額3,000円（注2）

（注1）標準税率は、都道府県や市町村（東京都は特別区）が税率を定める場合に、通常よるべきものとして地方税法で規定するものですが、必ずしもこれが義務付けられているわけではありません。したがって、財政上その他の必要がある場合は、標準税率と異なる税額を条例で定めることができます。

(注2) 2024 (令和6) 年度からは森林環境税 (国税) として、市町村において個人住民税均等割とあわせて1,000円が徴収されます。

② 所得割

所得税と同様、所得金額に応じて課税されます。

(注) 所得の金額が、控除対象配偶者および扶養親族の人数に応じて計算した所定の金額以下の場合には、所得割は非課税となります。

税率は、課税所得金額にかかわらず一律10%で、内訳は道府県民税 (東京都は都民税) が4%、市町村民税 (東京特別区は特別区民税) が6%となります。

(参考) 個人住民税における所得控除と税額控除

【所得控除】

所得控除	控 除 額
雑損控除 (P. 105参照)	(所得税と同様です)
医療費控除 (P. 110参照)	
社会保険料控除	
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除 (P. 80参照)	一般の生命保険料等 : 最高3.5万円または最高2.8万円
	介護医療保険料等 : 最高2.8万円
	個人年金保険料等 : 最高3.5万円または最高2.8万円
地震保険料控除 (P. 78参照)	最高2.5万円
障害者控除	1人につき26万円 (特別障害者は30万円)
寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	最高33万円 (70歳以上の配偶者は最高38万円)
配偶者特別控除	最高33万円
扶養控除	一般の扶養親族の場合 (16歳以上19歳未満) は33万円 (扶養親族に応じて控除額は異なる)
基礎控除	最高43万円

【税額控除】

税額控除	控 除 額
配当控除	配当所得の金額×所定の配当控除の控除率
外国税額控除	所得税で外国税額控除を受けた場合で、所得税で控除しきれない部分
寄附金税額控除	(寄附金〈所得金額の30%限度〉-2,000円)×10%
住宅借入金等特別税額控除	次のうちいずれか少ない金額 a. 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 b. 所得税の課税総所得金額等の額の5%

(注) このほか、障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除の所得税と住民税における控除額の差に応じて一定の金額を控除する「調整控除」や、配当割または株式等譲渡所得割が特別徴収された所得を申告した場合に適用される「配当割額および株式譲渡所得割額の控除」があります。

第1編 税金の基礎知識

③ 利子割

支払いを受けるべき利子等の額に対して、5%の道府県民税（東京都は都民税）が課せられます。

④ 配当割

支払いを受けるべき一定の上場株式等の配当等の額に対して、5%の道府県民税（東京都は都民税）が課せられます。

⑤ 株式等譲渡所得割

一定の特定口座における上場株式等および特定公社債等の譲渡に係る所得等の金額に対して、5%の道府県民税（東京都は都民税）が課せられます。

（4）申告書の提出

納税義務者は、所得のあった年の翌年の3月15日までに、その年の1月1日現在の住所地の市区町村に個人住民税の申告書を提出しなければなりません。

ただし、所得税の確定申告書などを税務署長に提出した者は、個人住民税の申告書を提出する必要はありません。

（注1）給与所得者は、会社が代行して手続きするため、自ら申告書を提出する必要はありません。

この場合、会社が給与から個人住民税を天引きして納付します。

（注2）利子割、配当割、株式等譲渡所得割については、それぞれの支払者が徴収し、納付します。

（注3）公的年金についても、個人住民税が特別徴収されています。

2. 個人事業税

事業税は、事業を行う法人および一定の事業を行う個人に課税される税金です。事業を行う者は、住民個人の立場に加えて、事業を継続する立場から何らかの公共サービスの恩恵を受けています。したがって、応分の分担をするべきであるという考え方から事業税が導入されています。

（1）個人事業税の区分および標準税率

事業税のうち個人に対して課税するものを個人事業税といいます。次の表は、個人事業税の区分および標準税率を示したものです（法人に対して課税する法人事業税についてはP.75参照）。

区 分	事 業 内 容	標準税率
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、運送業、請負業、旅館業、飲食店業、保険業など	5%
第2種事業	畜産業、水産業など	4%
第3種事業	医業、薬剤師業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業など	5% (一部3%)

（注）農業、林業などに対しては個人事業税はかかりません。

（2）納税義務者

事業を営む個人が納税義務者となります。

(3) 税額の計算

事業の所得（不動産所得および事業所得）から事業主控除額等を差し引いた課税標準に税率を乗じて税額を算出します。

$$\text{課税標準} = \text{事業の所得} - \text{事業主控除額等（注）}$$

（注）事業主控除額は、一律年間290万円（営業期間が1年未満の場合は月割額）となります。

(4) 申告書の提出

納税義務者は、所得のあった年の翌年の3月15日までに、主たる事業所などの所在地の都道府県知事に申告書を提出しなければなりません。

ただし、所得税の確定申告書などを税務署長に提出した者は、個人事業税の申告書を提出する必要はありません。

3. 法人住民税

住民税のうち、法人に対して課税するものを法人住民税といいます。

法人住民税は、課税主体により道府県民税（東京都は都民税）と市町村民税（東京特別区は特別区民税）に区分されます。

(1) 法人住民税の種類と課税方法

課税方法により、次のようになります。

- ・ 法人道府県民税（東京都は都民税）：均等割・法人税割
- ・ 法人市町村民税（東京特別区は特別区民税）：均等割・法人税割

① 均等割

均等割は、資本金等の額と従業員数を基準とし、所得金額の大小にかかわらず課税方式です。

道府県民税（東京都は都民税）と市町村民税（東京特別区は特別区民税）のそれぞれの均等割額は、次のとおりです（標準税率）。

a. 道府県民税（東京都は都民税）

資本金等の額区分	均等割額
1,000万円以下である法人	20,000円
1,000万円を超え1億円以下である法人	50,000円
1億円を超え10億円以下である法人	130,000円
10億円を超え50億円以下である法人	540,000円
50億円を超える法人	800,000円

b. 市町村民税（東京特別区は特別区民税）

資本金等の額区分	市町村内の 従業員数	均等割額
1,000万円以下である法人	50人以下 50人超	50,000円 120,000円
1,000万円を超え1億円以下である法人	50人以下 50人超	130,000円 150,000円
1億円を超え10億円以下である法人	50人以下 50人超	160,000円 400,000円
10億円を超え50億円以下である法人	50人以下 50人超	410,000円 1,750,000円
50億円を超える法人	50人以下 50人超	410,000円 3,000,000円

② 法人税割

法人税割の課税標準（税額算出の基礎となる課税対象）は、利益である課税所得ではなく、法人税法の規定で算定された法人税額になります。法人税割額は、次のとおり、法人税額に標準税率を乗じて計算します。

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額} \times \text{標準税率}$$

法人税割の標準税率は、次のとおりです。

道府県民税（東京都は都民税）	： 1.0%
市町村民税（東京特別区は特別区民税）	： 6.0%
	（計：7.0%）

【制限税率】

地方税法では、上記のとおり標準税率が定められていますが、地方公共団体がその地方公共団体における財政上の特別の必要があると認める場合には、標準税率によらないこともできます。その場合の限度を「制限税率」といい、次のとおり定められています。

	均等割	法人税割
道府県民税（東京都は都民税）	—	2.0%
市町村民税（東京特別区は特別区民税）	標準税率の1.2倍	8.4%

(2) 納税義務者

納税義務者の区分により、次のとおり課税方法が異なります。

納税義務者	課税方法
道府県（市町村）内（東京都内）に事務所または事業所を有する法人	均等割と法人税割の合算
道府県（市町村）内（東京都内）に寮などを有する法人で、その道府県内（東京都内）に事務所または事業所を有しない法人	均等割

(3) 申告納付

法人住民税は申告納付することになっており、道府県民税（東京都は都民税）の申告書は都道府県知事に、市町村民税の申告書は市町村長に提出します。

（注）東京都23区内に事業所がある場合は、都民税・事業税の確定申告書を都税事務所に提出します。

4. 法人事業税

法人事業税は、法人の事業を対象に、その事務所または事業所が置かれている都道府県が法人に課す税金です。

(1) 法人区分と課税方法

法人事業税は、所得割、付加価値割、資本割に区分されており、次のとおり資本金の額により課税方法が異なります。

資本金の額が1億円を超える普通法人は外形標準課税の対象となります。

外形標準課税とは、対象法人の資本金等および付加価値など外観から客観的に判断できる基準をベースとして税額を算定する課税方法です。

法人区分	課税方法
資本金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税）	所得割＋付加価値割＋資本割
資本金の額が1億円以下の普通法人等	所得割

（注）電気供給業、ガス供給業および保険業の課税方法は収入割で、課税標準は各事業年度の収入金額となっています。

（参考）外形標準課税の適用対象法人の見直し

令和6年度税制改正により、外形標準課税の適用対象法人について以下の法人が新たに対象となります。

- ①前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える法人（2025〈令和7〉年4月1日施行予定）
- ②資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人または相互会社・外国相互会社の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超える法人（2026〈令和8〉年4月1日施行予定）

① 所得割

所得割の課税標準は、各事業年度の所得です（法人税の課税標準の計算に準じます）。

標準税率は、資本金の額や所得金額により異なります（(2) 参照）。

② 付加価値割・資本割

資本金の額が1億円超の普通法人は、所得割に加え、付加価値割、資本割により課税されます。

(2) 課税標準と標準税率（法人区分ごと）

法人区分	課税標準	標準税率
資本金の額が 1億円超の普通法人	付加価値額（注1）	1.2%
	資本金等の額	0.5%
	所得	1.0%
資本金の額が 1億円以下の普通法人、 公益法人等、 人格のない社団・財団等	所得	年間所得のうち 400万円以下の金額 3.5% 400万円超800万円以下の金額 5.3% 800万円を超える金額 7.0%
特別法人 （農業協同組合等、 信用金庫、医療法人）	所得	年間所得のうち 400万円以下の金額 3.5% 400万円を超える金額 4.9%
電気供給業・ガス供給業 または 保険業を行う法人（注2）	収入金額	1.0%

（注1）課税標準となる付加価値額は、各事業年度の報酬給与額、純支払利子および純支払賃借料の合計額、単年度損益の合計額になります。

（注2）電気供給業・ガス供給業の一部については、課税標準が、①付加価値額・資本金等の額・所得、②収入金額・付加価値額・資本金等の額、③収入金額・所得などの場合があります。

【制限税率】

法人事業税には法人住民税と同様に制限税率があり、標準税率の1.2倍（外形標準課税対象法人の所得割は1.7倍）となっています。

(3) 申告納付

法人事業税は申告納付することになっており、道府県民税（東京都は都民税）と同一の用紙に記入して都道府県知事に提出します。

（注）東京都23区内に事業所がある場合は、都民税・事業税の確定申告書を都税事務所に提出します。